

目 次

| | | |
|------------|--|-----------|
| I | 計画の策定に当たって | 1 |
| 1 | 計画の背景 | 2 |
| 2 | 男女共同参画を取り巻く環境 | 3 |
| 3 | 計画の位置付け | 10 |
| 4 | 計画の期間 | 10 |
| 5 | 計画の策定 | 11 |
| 6 | 計画の推進体制 | 12 |
| | | |
| II | 計画の基本的な考え方 | 13 |
| 1 | 基本目標 | 14 |
| 2 | 基本方針 | 14 |
| 3 | 施策の方向 | 15 |
| 4 | 市の取組・市民の役割 | 15 |
| 5 | 施策の体系 | 16 |
| | | |
| III | 施策の方向 | 19 |
| | | |
| ○ | 基本方針1 女性の様々な分野における活躍の推進 | 20 |
| | 施策の方向 (1) 女性の様々な分野における参画の推進 | |
| | 施策の方向 (2) 女性が働ける・働き続けられる就業等の環境整備 | |
| | | |
| ○ | 基本方針2 ワーク・ライフ・バランスの充実 | 27 |
| | 施策の方向 (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の充実 | |
| | 施策の方向 (2) 働き方の意識改革と家事、育児、介護への積極的参加の促進 | |
| | 施策の方向 (3) 事業者が実施する様々な取組の推進 | |
| | | |
| ○ | 基本方針3 男女共同参画の社会づくり | 32 |
| | 施策の方向 (1) 男女共同参画の更なる推進に向けた啓発と情報提供の充実 | |
| | 施策の方向 (2) 家庭、学校、地域における男女共同参画の教育・学習等の充実 | |

I 計画の策定に当たって

I 計画の策定に当たって

1 計画の背景

本市では、平成 15 年に『すべての人が尊重され、多様な生きかたを選択することが可能で、家庭、地域、職場などにおいても個人の能力を十分に発揮することができる社会』の実現と成熟を目標に、男女共同参画社会基本法に基づく計画「男女共同参画計画」を策定しました。その後、平成 25 年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の改正などを反映した「第 2 次男女共同参画計画」（以下「第 2 次計画」という。）を策定し、『男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会をめざします』を目標に、様々な施策に取り組んできました。

第 2 次計画の計画期間が平成 29 年度に終了することから、第 2 次計画の成果や課題及び社会情勢等の変化を踏まえ、「第 3 次男女共同参画計画」（以下「第 3 次計画」という。）を策定します。

近年、少子高齢化の進展に伴い、労働力人口は減少し、日本の総人口も減少に転じるなど社会における構造的変化は、経済、福祉、地域等に様々な影響を及ぼす恐れがあるため、国の重要課題となっています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災を始め、度重なる自然災害による避難所等の生活では、女性や子ども、高齢者の問題が指摘され、防災等に際して、従来の慣行や考え方にとらわれない男女共同参画の視点に立つこと、共に助け合う地域コミュニティの形成が重要となり、市民協働の大切さが再認識されています。

さらに、平成 27 年には、国が制定した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が施行されました。この法律は、女性が仕事において、希望に応じて十分に個性と能力が発揮できる環境づくりをめざし、活躍することを推進するために制定され、今後、あらゆる分野における女性の活躍が期待されています。

★男女共同参画社会基本法（平成 11 年制定）

★配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）
（第 2 次計画では平成 20 年改正、第 3 次では平成 25 年改正）

★女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
（平成 27 年制定）

2 男女共同参画を取り巻く環境

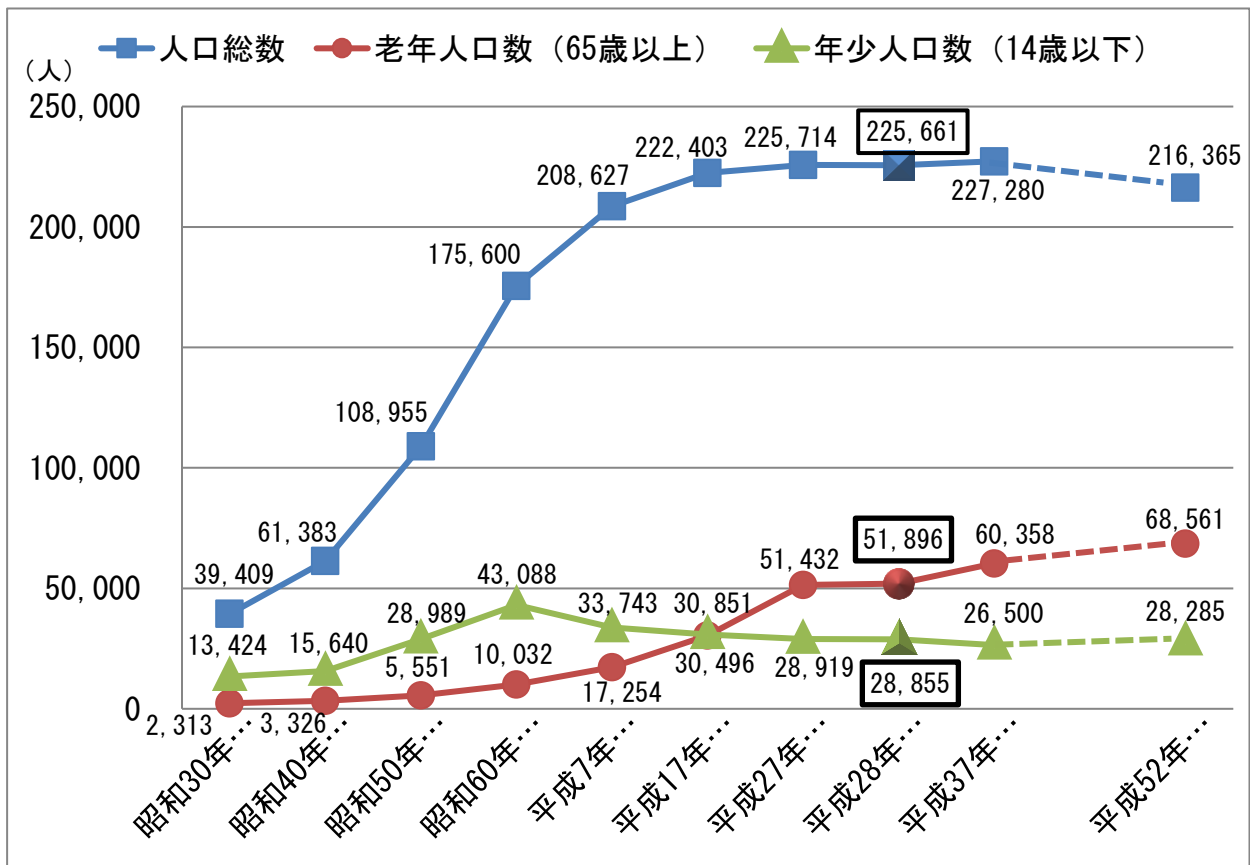
(1) 厚木市の人口

超高齢社会への対応については、国の重要課題となっており、平成28年における65歳以上が総人口に占める割合は、27.3%となっています。本市においても、高齢化は進み、総人口225,661人に対して65歳以上は51,896人で全体の23.0%と全国よりは低くなっていますが、今後も増加すると予想されています。また、少子化についても、15歳未満は28,855人で12.8%となっており、年々減少している傾向が見られます。

本市が独自に行った厚木市人口ビジョンの推計でも、国と同様に、年少人口の減少、老年人口の増加とともに、総人口の減少が想定されています。この人口推計によると、平成72年には約15万人にまで減少することが推測されていますが、様々な人口対策を講じることで将来展望を約19万人にすることを目標としております。このことから、少しでも人口減少等を軽減するため、あらゆる視点における対策が必要となります。

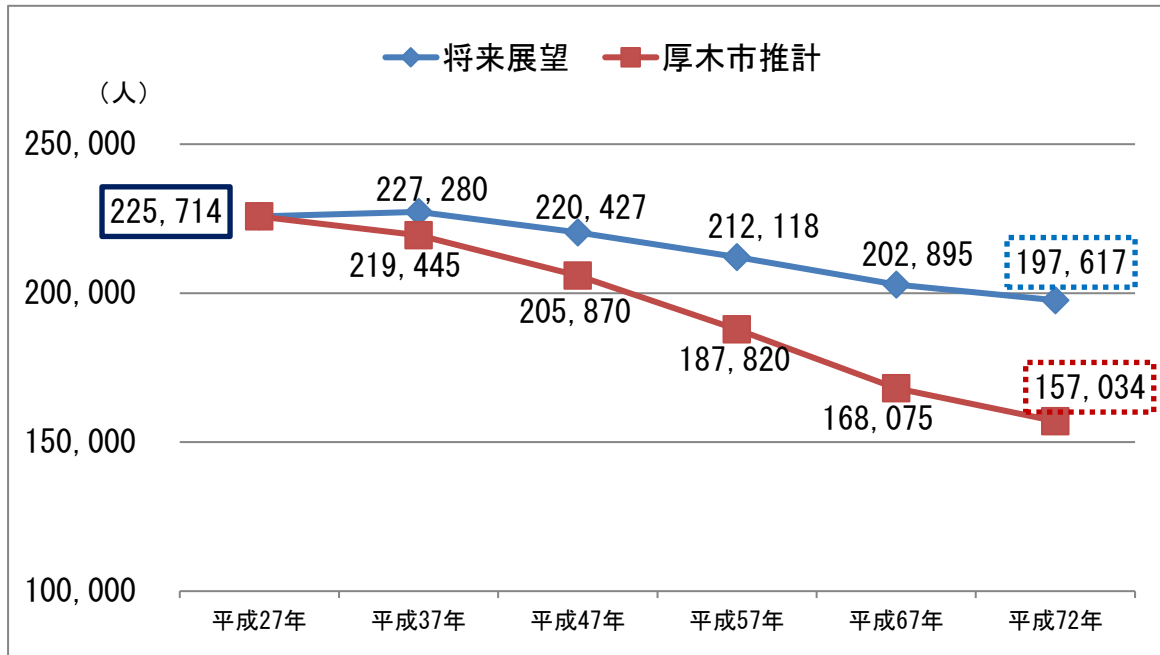
その対策の一つとして、働き方や長時間労働の是正を始めとする意識改革を進めること、仕事だけでなく家事や育児、介護など一人一人のライフスタイルに合わせたワーク・ライフ・バランス等の職場環境の整備を推進するなど、男女共同参画社会を実現できる社会形成が重要となります。

厚木市の人口推移



※国勢調査(昭和30年~平成27年)、神奈川県「年齢別人口統計調査1月現在」(平成28年)、平成28年3月「厚木市人口ビジョン」による将来人口推計(将来展望)(平成37年、平成52年)より作成

厚木市の人口推計



※平成 28 年 3 月「厚木市人口ビジョン」による将来人口推計（将来展望）（平成 37 年～平成 72 年）より作成

(2) 厚木市の男女共同参画の現状と課題

本市における男女共同参画における現状と課題については、第2次計画を厚木市男女共同参画計画推進委員会による検証及び平成28年度に実施した厚木市男女共同参画市民意識調査の結果などから、次のとおり評価を行い課題を抽出しました。

《厚木市男女共同参画市民意識調査》

○調査期間：平成28年10月4日から10月25日

○調査対象：3,000人

(厚木市在住の18歳以上の男女2,000人)

(厚木市在勤の18歳以上の男女1,000人)

○配布方法：郵送

○回収状況：1,161人（回収率38.7%）

○調査項目：10項目

- (1) 基本属性
- (2) 男女平等意識について
- (3) 女性の活躍推進について
- (4) ワーク・ライフ・バランスと生活時間の配分について
- (5) 家庭生活について
- (6) 社会生活について
- (7) 出産・育児について
- (8) ハラスメント・DVについて
- (9) LGBTなどの性的マイノリティの方について
- (10) 男女共同参画社会に関する施策について

※厚木市男女共同参画市民意識調査（平成28年度実施）

《第2次計画の評価について》

男女共同参画における講座開催や啓発事業等を計画的に実施した結果、ワーク・ライフ・バランスや女性の政策決定の場への参画意識等が、平成23年度に実施した意識調査（以下「前回の調査」という。）と比較すると着実に向上しています。

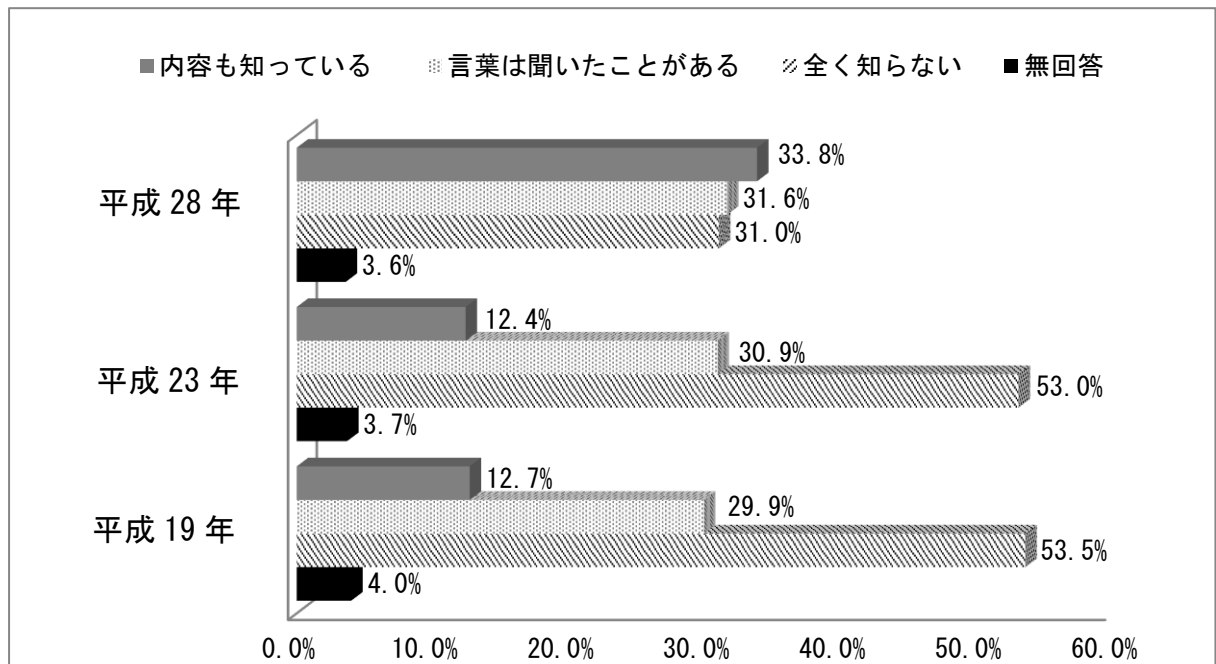
(ア) 「ワーク・ライフ・バランス」への認知度の上昇

ワーク・ライフ・バランスとは、「仕事と生活の調和」であり、一人一人がやりがいや充実を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることです。国は平成19年に、「ワーク・ライフ・バランス憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定し、様々な取組を推進しています。本市においても、啓発活動、情報誌の発行、講座や研修等の多種多様な事業を実施しました。

また、イクメン（子育てする男性）は、単純に「育児をする男性」だけでなく、「主体的に子育てに参画しながら自らも成長する男性」を指します。実際には、育児に積極的に参画できていなくても、将来的にそうありたいと願う男性も含まれ、企業等において様々な取組が行われています。

このように、周知・啓発に努めた結果、「ワーク・ライフ・バランス」についての認知度が、前回の調査の12.4%から、約3倍の33.8%と上昇しています。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度



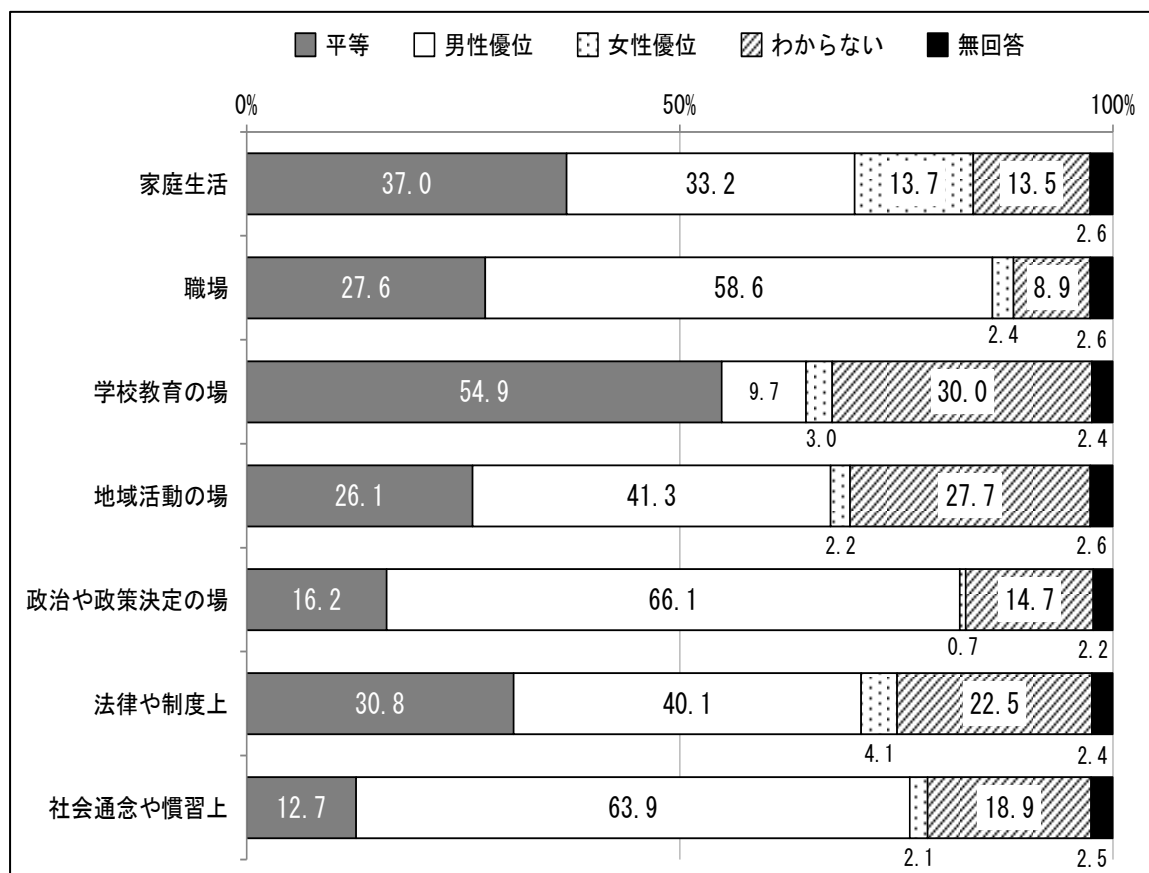
※厚木市「男女共同参画市民意識調査」（平成28年度）より作成

(イ) 『学校教育の場』や『職場』における男女の平等意識の高まり

男女の地位の平等感については、「学校教育の場」が最も高く 54.9%で、前回の調査と比較すると 9.6 ポイント上昇し、「職場」では 27.6%で 7.5 ポイント上昇しています。特に、若い世代において、男女共同参画の意識が高まる傾向にあります。これは、小学生向けの男女共同参画冊子『考えてみよう』や情報誌『ハあモニい♪』の発行のほか、様々な啓発活動や、教職員への研修の充実などに努めてきた結果と考えています。

その一方で、「家庭生活」、「地域活動の場」におけるの平等意識は横ばいとなっていますが、地域における女性の参画の推進は、国においても重点分野の一つと位置付けています。特に東日本大震災以後、国は「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を策定し、男女共同参画の視点に立った防災の体制が確立されました。本市でも、今後、災害時における取組を促進していく必要がありますが、自治会等における役員の女性の参画については 3.7%と低くなっています。災害時等の際に防災推進員や避難所運営委員会等が設置されていますので、地域における更なる女性の参画が必要となります。

「男女の地位の平等感」について（分野別）



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」（平成 28 年度）より作成

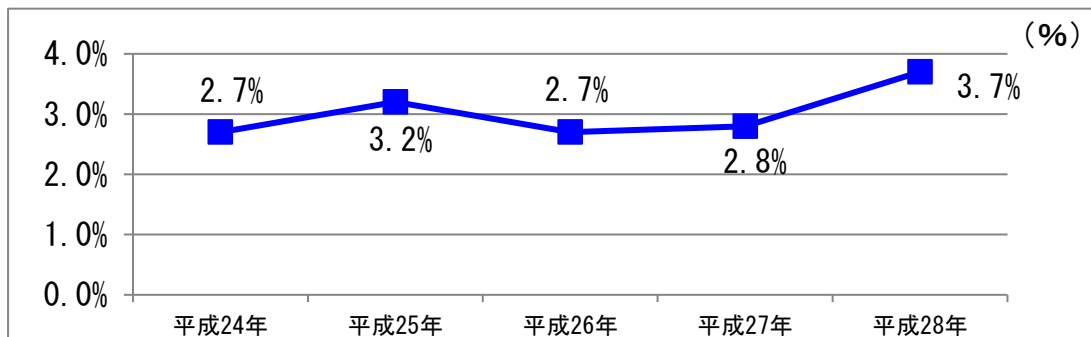
(ウ) 女性の就業意識や様々な場面での女性参画意識の変化

女性にとって望ましい働き方については、「結婚・出産してもずっと就業する」が38.8%と前回の調査の2倍になり、19.9ポイント上昇しており、特に、30歳代、40歳代で高くなっています。

また、「出産したら仕事を辞め、その後は就業しない」が1.1%と前回の調査より4.2ポイント減少しており、女性が出産後も働き続けることは、職場の活性化とともに、管理職や審議会等への参画意識の高揚にも繋がります。

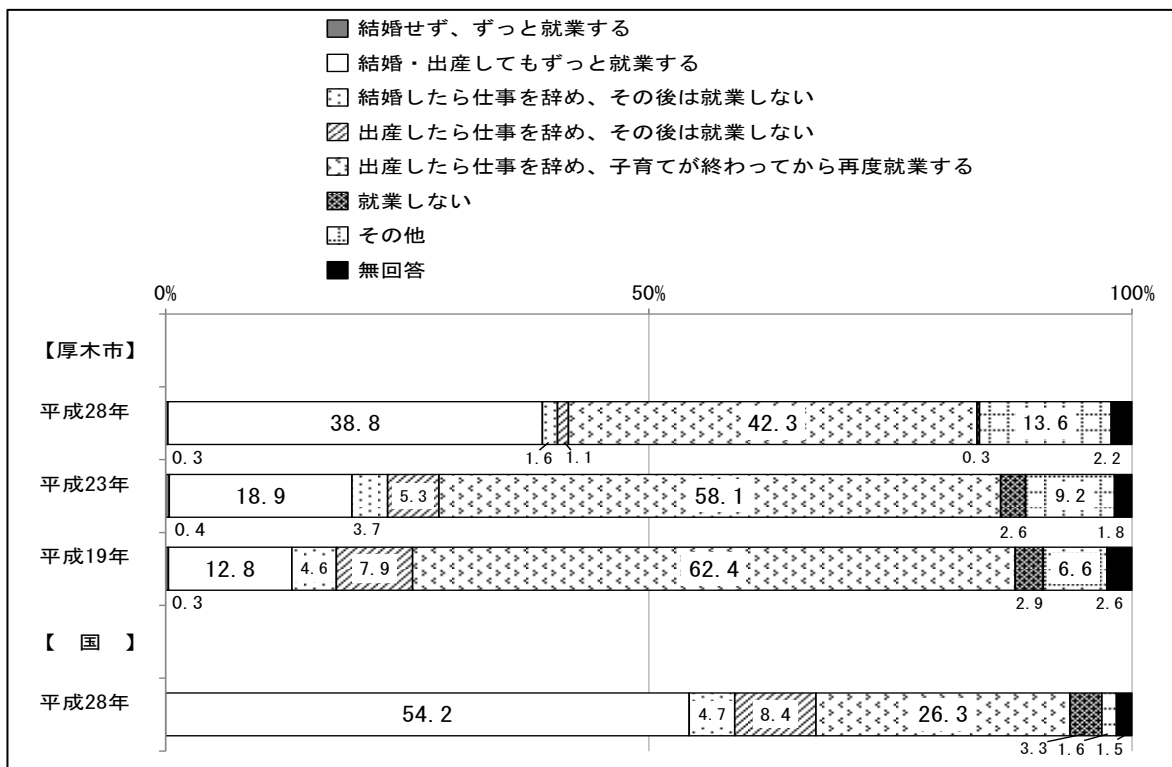
しかし、国が行った調査と比べると、「出産したら仕事を辞め、子育てが終わってから再度就業する」の割合が高く、「結婚・出産してもずっと就業する」の割合は下回っています。今後は、女性が長く就業できる働き方の改革や環境整備等が求められています。

自治会長に占める女性の割合



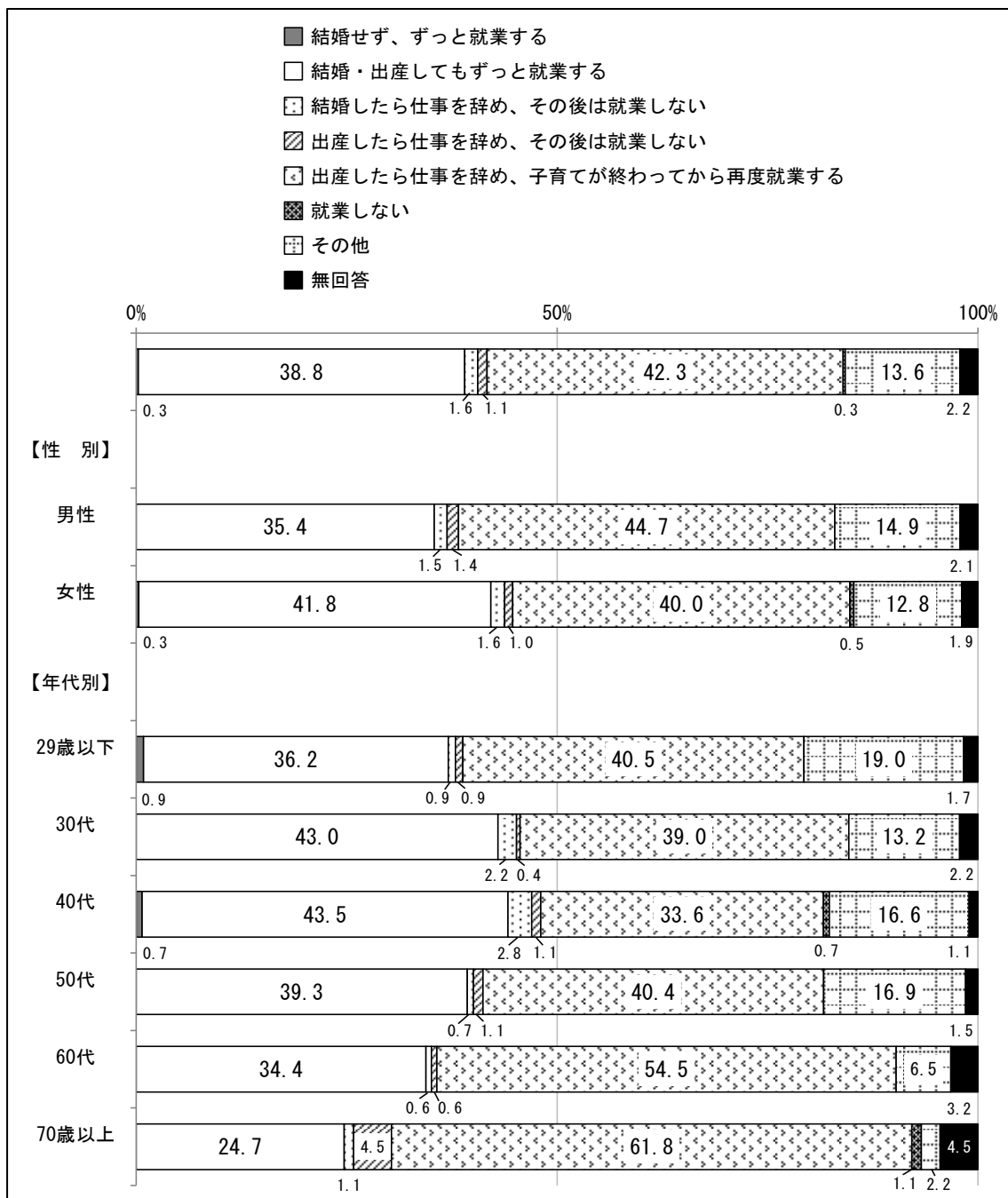
※厚木市データより

女性にとって望ましい働き方（経年）



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」（平成28年度）より作成

女性にとって望ましい働き方（性別・年代別）



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」（平成 28 年度）より作成

(エ) 実施事業の達成率が 80%以上

男女共同参画に係る平成 27 年度実施事業は、43 事業となり、全ての事業で達成率が 80%以上となっています。これは、男女共同参画の視点を持ち、共通の認識のもと、施策が展開された成果と考えます。しかし、国が進める働き方改革、女性活躍推進法の施行など、近年の社会情勢やニーズに合わせた施策等を検討していく必要があります。

《第2次計画の課題について》

子育て期の女性の就業率は国より低くなっており、働き続ける環境の整備が求められています。さらに、前回の調査と比較すると、女性の家事や育児等に割く時間が増えているなど、理想と現実の乖離^{かいり}という課題も浮き彫りになりました。

(ア) 女性の就業等における課題

「結婚・出産してもずっと就業する」は38.8%と前回の調査より19.9ポイント上昇したものの、国の調査より下回っていることから、女性が活躍する社会の実現に向けては、更なる意識の向上や環境づくりが必要となっています。

女性は、結婚、出産等のライフイベントを節目に仕事を続けるかどうかの選択を迫られることが多く、それぞれの個性や能力を最大限に発揮するためには、就業前からの将来を見据えた長期的な視点に立ったキャリアデザインを行っていくことが必要となります。しかし、働きたいと考えていながら様々な理由から働くことができない女性もいます。また、長期の間働けず、再び仕事に戻ろうとしても、実際に希望する仕事に就くことが困難な状況になる場合もあり、一度離職した人が、意欲と能力を活かして仕事に復帰できることは、難しい状態にあるのが現状です。このような状況において、働き続けることができ、さらに再就職を希望する女性に対して、働きやすい社会や環境づくりが重要となることから、関係機関や団体との連携等を図ることが必要となってきます。

(イ) ワーク・ライフ・バランスの理想と現実での課題

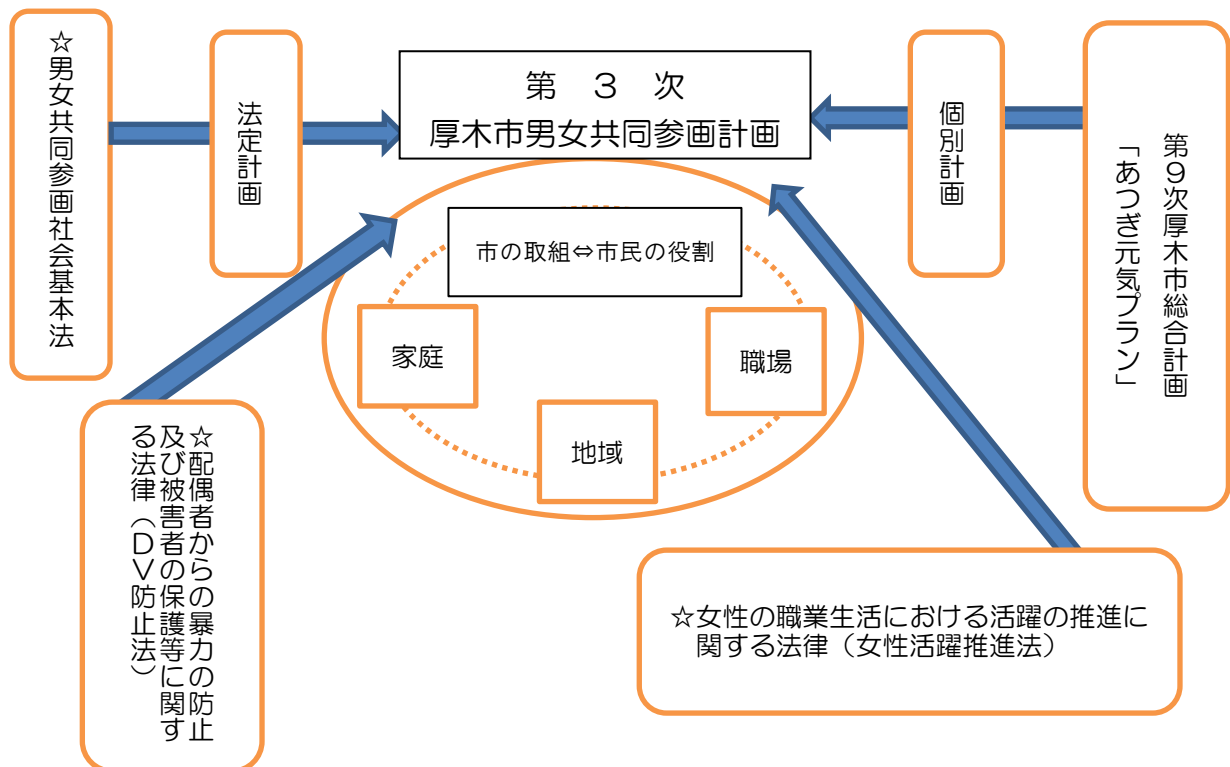
意識調査の結果において、平日の時間配分についての理想と現実を比較すると、現実には、仕事、通勤・通学が長く、就寝、学習・趣味、スポーツ・レジャーが短くなっている傾向が見られ、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実^{かいり}に乖離が生じています。仕事、就寝、学習・趣味、スポーツ・レジャーでは、現実と理想では約1時間の違いがあり、通勤・通学の時間においても約30分の違いがあります。(28ページ表参照)

また、経年変化でも、仕事、通勤・通学の時間は長くなっているのに対し、就寝、学習・趣味、スポーツ・レジャーの時間は短くなっており、生活を優先したくても、仕事が優先になってしまう現実があります。これは、社会の仕組みに問題があると考えられ、誰もが充実した生活を送り、多様な働き方を選択し、生活と仕事の調和が図られる社会の実現が求められます。

そのためには、働き方改革や男性の育児・介護への参画等の意識啓発等が必要となってきます。さらに、核家族化に伴う様々な課題が生じているため、本市の子育て日本一をめざす施策を推進するとともに、地域での協働等が必要になります。

3 計画の位置付け

第3次計画は、男女共同参画社会基本法に定められた計画であり、第9次厚木市総合計画「あつぎ元気プラン」の個別計画として位置付けるとともに、他の個別計画と連携を図るものです。また、DV防止法（第2条の3）に基づく市町村基本計画及び女性活躍推進法（第6条）に基づく市町村推進計画を兼ねる計画とします。



4 計画の期間

第3次計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。なお、社会情勢の変化に応じ、見直しが必要と判断される場合は、計画期間内であっても見直しを行います。

5 計画の策定

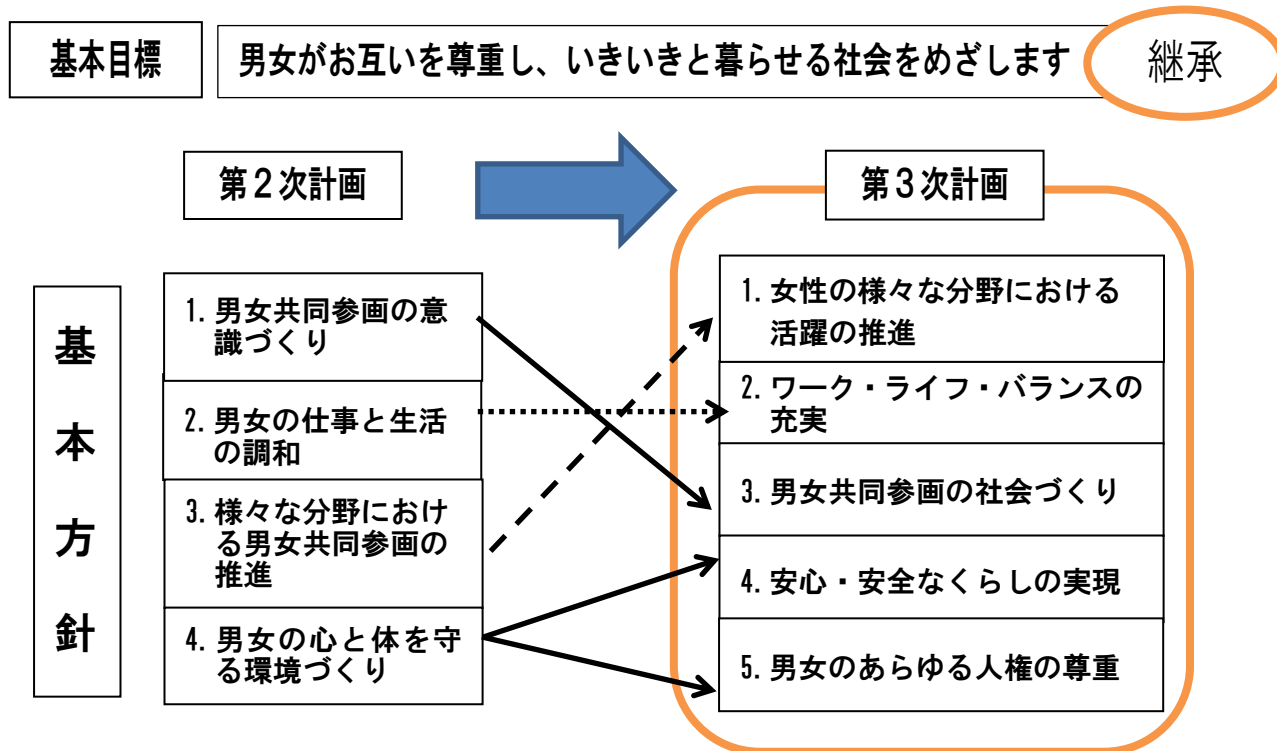
第3次計画では、第2次計画の評価や課題及び社会情勢等を踏まえて策定します。計画の基本目標については、本市の男女共同参画社会のめざす姿を変更することなく、第2次計画の目標『男女がお互いに尊重し、いきいきと暮らせる社会をめざします』を継承します。

計画の基本方針については、より具体的な施策を講じるため、4つの方針から5つの方針へ変更します。最初の方針として、自然災害発生後の課題等を受け、あらゆる分野で女性が活躍する女性活躍推進法における項目となる「女性の様々な分野における活躍の推進」を第一に掲げます。また、ワーク・ライフ・バランスの認知度は高くはなっていますが、現実と理想の乖離があるため、「ワーク・ライフ・バランスの充実」を図ります。さらに、一人一人の男女共同参画の意識が高くなったことから、男女共同参画社会を実現するため、「男女共同参画の社会づくり」に向けた環境整備等を推進します。

また、新たな基本方針として、*¹ DVやハラスメントの防止や心身の健康等に関する「安心・安全なくらしの実現」及び、多様化するライフスタイルや*² LGBT等の新たな課題に対応する「男女のあらゆる人権の尊重」の2つを新たに位置付けます。

この5つの基本方針に基づき、具体的な施策を展開するとともに、更に実効性ある計画とするための市の取組と市民の役割を示します。

★第3次計画の構成★



- ※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）
配偶者（元配偶者、事実上婚姻と同様な事情にある者）や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的な暴力や社会的隔離のことをいいます。

- ※2 LGBT（性的少数者）
LGBTとは性的少数者のことで、L＝レズビアン、G＝ゲイ、B＝バイセクシュアル、T＝トランスジェンダー。日本語で言うと、順番に、女性同性愛者、男性同性愛者、両性愛者、生まれたときに法律的／社会的に割り当てられた性別にとらわれない性別のあり方を持つ人、となります。

6 計画の推進体制

第3次計画を着実に推進するために、市民組織の厚木市男女共同参画計画推進委員会及び厚木市男女共同参画庁内推進会議において、実施事業の進行管理及び施策等の検討を行います。

(1) 厚木市男女共同参画計画推進委員会

本委員会は、市民の代表、学識経験者、関係機関の方々に構成されるもので、第3次計画の総合的な推進を図るため、施策の評価や意見等をいただきます。なお、本委員会は女性活躍推進法（第23条）における協議会として位置付けています。

(2) 厚木市男女共同参画庁内推進会議

第3次計画を実効性のあるものとするため、庁内の関係各課で組織するもので、施策の進捗状況を把握し、課題の抽出、事業の見直し、さらに評価等について検証を図り、計画を推進します。

(3) 実施事業の進行管理

様々な取組を実行するため、実施事業計画を策定し、関係各課及び団体等と連携、協働し積極的に取り組みます。年度ごとに事業の実施結果について達成状況等を把握します。また、計画の成果等を評価するため、計画終了の前年に意識調査を実施します。

Ⅱ 計画の基本的な考え方

Ⅱ 計画の基本的な考え方

第3次計画は、基本目標、基本方針があり、その方針に基づく施策の方向、さらに市の取組、市民の役割で構成します。

1 基本目標

厚木市の男女共同参画社会の実現のため、第2次計画の基本目標を継承します。

| |
|-------------------------------------|
| 基本目標 |
| 男女がお互いを尊重し、いきいきと暮らせる社会をめざします |

家庭、地域、職場など、あらゆる場で男女がお互いに人権を尊重し、一人一人がいきいきと個性や能力を発揮できる男女共同参画社会をめざします。

2 基本方針

基本目標を達成させるために、基本方針を5項目設定します。

| | |
|--------------|--------------------------|
| 基本方針1 | 女性の様々な分野における活躍の推進 |
|--------------|--------------------------|

女性活躍推進法や災害時の課題等により、あらゆる分野に女性の活躍の場を推進し、働き続けることができる環境を整備します。

| | |
|--------------|------------------------|
| 基本方針2 | ワーク・ライフ・バランスの充実 |
|--------------|------------------------|

ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、働き方の改革や意識改革、事業者が実施する取組等を推進します。

| | |
|--------------|---------------------|
| 基本方針3 | 男女共同参画の社会づくり |
|--------------|---------------------|

家庭、学校、地域における男女共同参画の教育・学習の機会の充実及び周知・啓発を推進します。

| | |
|--------------|---------------------|
| 基本方針4 | 安心・安全なくらしの実現 |
|--------------|---------------------|

DVやハラスメントの根絶をめざし、心身の健康を保持し安心・安全なくらしの実現を推進します。

| | |
|--------------|---------------------|
| 基本方針5 | 男女のあらゆる人権の尊重 |
|--------------|---------------------|

あらゆる人権に配慮した意識づくり及び相談体制を推進します。

3 施策の方向

基本方針に基づいて、具体的な施策を推進するため「施策の方向」を設けます。

○基本方針1 女性の様々な分野における活躍の推進

- 施策の方向 (1) 女性の様々な分野における参画の推進
- 施策の方向 (2) 女性が働ける・働き続けられる就業等の環境整備

○基本方針2 ワーク・ライフ・バランスの充実

- 施策の方向 (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の充実
- 施策の方向 (2) 働き方の意識改革と家事、育児、介護への積極的参加の促進
- 施策の方向 (3) 事業者が実施する様々な取組の推進

○基本方針3 男女共同参画の社会づくり

- 施策の方向 (1) 男女共同参画の更なる推進に向けた啓発と情報提供の充実
- 施策の方向 (2) 家庭、学校、地域における男女共同参画の教育・学習等の充実

○基本方針4 安心・安全な暮らしの実現

- 施策の方向 (1) 配偶者、パートナーからのあらゆる暴力(DV)の根絶に向けた支援
- 施策の方向 (2) ハラスメントと性犯罪などの防止
- 施策の方向 (3) 誰もが生涯を通じて、いきいきと暮らせる心身の健康の確保

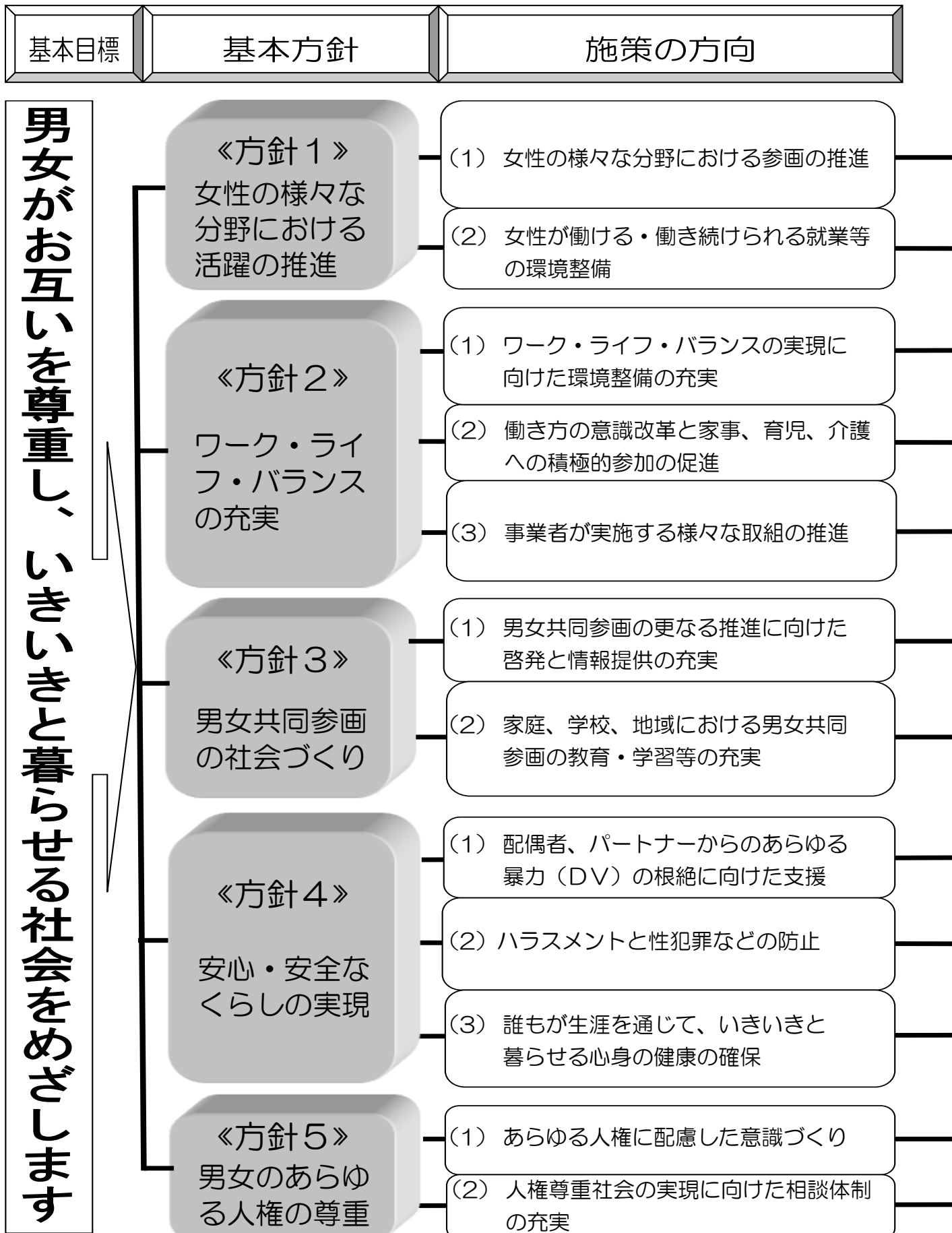
○基本方針5 男女のあらゆる人権の尊重

- 施策の方向 (1) あらゆる人権に配慮した意識づくり
- 施策の方向 (2) 人権尊重社会の実現に向けた相談体制の充実

4 市の取組・市民の役割

「基本方針」に基づく「施策の方向」を実効性のあるものにするため、市と市民がそれぞれの責任を自覚し、共に役割を担い、具体的な施策に協働して取り組みます。

5 施策の体系



Ⅱ 計画の基本的な考え方

| 市の取組 | 市民の役割 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・防災、防犯における女性参画の推進 ・各種審議会委員への女性の参画促進 ・あらゆる分野における女性の管理職への登用の促進 ・性別にとらわれない職域拡大の推進 ・起業家をめざす女性への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の視点に立った防災・防犯意識を持ちましょう。 ・自主防災組織や消防団など地域活動に参加しましょう。 ・委員を公募している市の審議会などに積極的に応募しましょう。 ・性別にとらわれず、能力や適性を生かした職域拡大などを進めましょう。 ・女性のための起業支援制度などを活用しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・女性の仕事におけるスキルアップの支援 ・若い世代へのキャリア形成の推進 ・女性の雇用、再就職支援 ・働く女性の権利を守るための情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ・スキルアップのための講座に積極的に参加しましょう。 ・企業は雇用や再就職のための機会の提供に努めましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供 ・多様なニーズに対応した子育て、介護支援の充実 ・育児・介護と仕事の両立が可能な環境づくりの推進 ・勤労者のための相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人のライフスタイルを尊重し、ワーク・ライフ・バランスを大切にする意識を持ちましょう。 ・職場では、育児・介護休業等の制度が取りやすい環境を作りましょう。 ・仕事に関する悩み事や問題があるときは、相談窓口を活用しましょう。 ・様々な育児、介護の制度を活用しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・男女の働き方の意識改革 ・男性の家事、育児、介護への積極的な参画促進 ・育児、介護等の相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と家事、育児、介護、地域活動等のバランスの取れた生活に心掛けましょう。 ・家事、育児、介護などは、男女が協力して行いましょう。 ・育児、介護等の悩みや問題があるときは、相談窓口を活用しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が実施する様々なワーク・ライフ・バランスの取組の推進 ・「あつぎ家庭の日」など、ワーク・ライフ・バランスの取組への周知、啓発 ・長時間労働の見直しなど、働き方改革の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者自らがワーク・ライフ・バランスを率先しましょう。 ・ノー残業デーなどのワーク・ライフ・バランスの取組に努めましょう。 ・家族の絆や触れ合う時間を大切にしましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・社会の慣習や慣行にとらわれない男女共同参画の推進 ・メディアリテラシー向上のための広報・啓発 ・男女共同参画に関わる調査、研究、実態の把握 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域、学校などでの慣習や慣行が男女平等であるか、正しく判断できる能力を身に付けましょう。 ・インターネットやTV等メディアの情報や表現が男女平等であるか感じるとともに、読み解く力を身に付けましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動等において女性が活躍できる環境整備の推進 ・学校における男女共同参画についての教育の充実 ・個性や能力を重視した教育・学習等の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画についての講座やイベントに参加しましょう。 ・ボランティア活動などの地域活動や地域の行事に参加しましょう。 ・家庭、学校、地域が連携して男女平等意識の向上を図りましょう。 ・幼少期から男女平等意識を持ち、ワーク・ライフ・バランスを考えた行動ができる心を育てましょう。 ・地域コミュニティにおける女性が活躍できる環境の整備に努めましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・DV防止に向けた啓発活動の充実 ・DV被害者に対する相談体制の充実 ・DV被害者の安全確保及び自立に向けた支援の充実 ・関係機関等との連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ・DVは犯罪行為であるという認識を持ちましょう。 ・DVなどで相談を受けたら、警察や相談機関を紹介しましょう。 ・DV被害にあったと思ったら悩まないで相談しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメント防止のための啓発の充実 ・ハラスメント防止のための研修会等の実施 ・性犯罪、ストーカー防止のための啓発の充実 ・関係機関等との連携・協働 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハラスメントは人権侵害という意識を持ち、相手の意に反した言動や行動はやめましょう。 ・ハラスメント防止のための研修会等に参加しましょう。 ・性暴力、ストーカーは、「犯罪」であるという意識を持ちましょう。 ・悩んだり我慢せずに気軽に相談しましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・各種検診の充実 ・性差に配慮した男女の健康の保持と増進 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透 ・性に関する正しい知識を得られる啓発活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・検診などの制度を活用し、健康管理に努めましょう。 ・生涯にわたって健康でいられるよう、個人での取組を行いましょう。 ・性に関する病気や感染症について正しい知識を持ちましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人権に対する理解・啓発 ・LGBT（性的少数者）に配慮した人権の尊重 ・国籍にとらわれない人権の尊重 ・高齢者、障がい者等に配慮した人権の尊重 | <ul style="list-style-type: none"> ・自分の人権を尊重する心を持ちましょう。 ・あらゆる人権を尊重し、多様性に配慮した意識を持ちましょう。 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・あらゆる人権の悩みや問題を解決するための各種相談体制の充実 ・関係機関等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談窓口を活用しましょう。 |

Ⅲ 施策の方向

Ⅲ 施策の方向

基本方針1 女性の様々な分野における活躍の推進

施策の方向(1) 女性の様々な分野における参画の推進

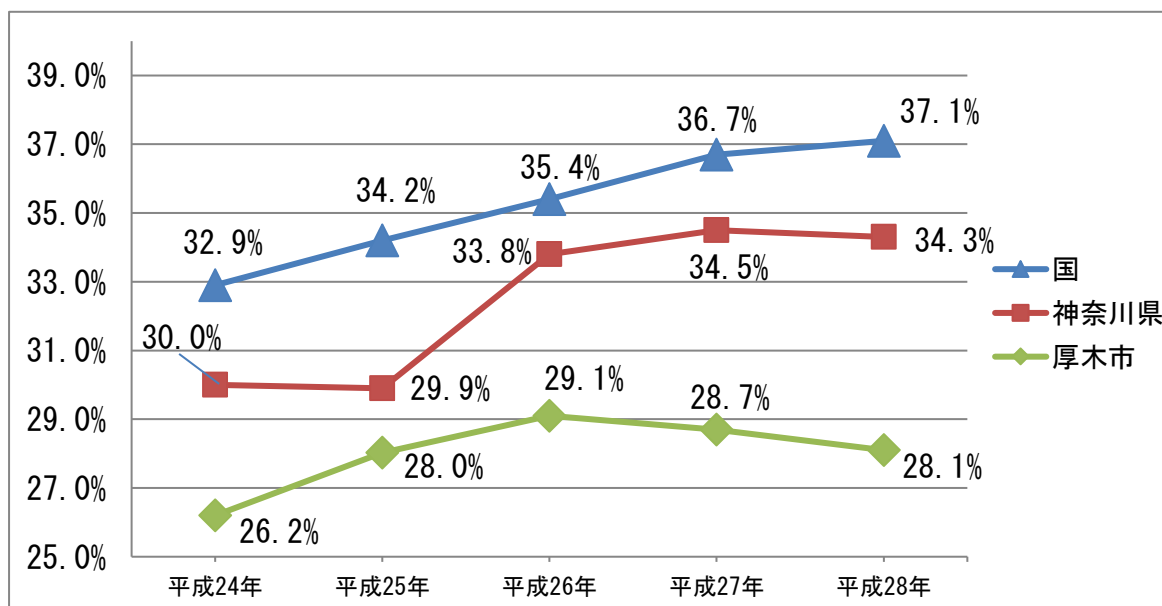
近年、女性の様々な分野での参画意識は着実に向上しています。しかし、政治、教育、保健、経済への女性の参画値を示した、「ジェンダーギャップ指数(GGI)」は世界144カ国中、111位と低く、日本全体における男女共同参画社会の実現に向けては、政策・方針決定への女性の参画の現状からも、課題が多くあることが分かります。

国では、この課題の解決に向け、平成27年に女性活躍推進法を施行し、職場における更なる女性の活躍を推進しています。しかし、あらゆる分野において女性が活躍するためには、政策方針を決定する場面に女性が参画することが重要であり、女性活躍推進法でも基本原則の中で、「女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用」を挙げています。

本市でも第3次計画では、審議会等及び様々な分野における女性の管理職等への登用の更なる推進を市の取組として掲げ、女性が施策や方針決定の場で意見を述べる機会等を提供していきます。

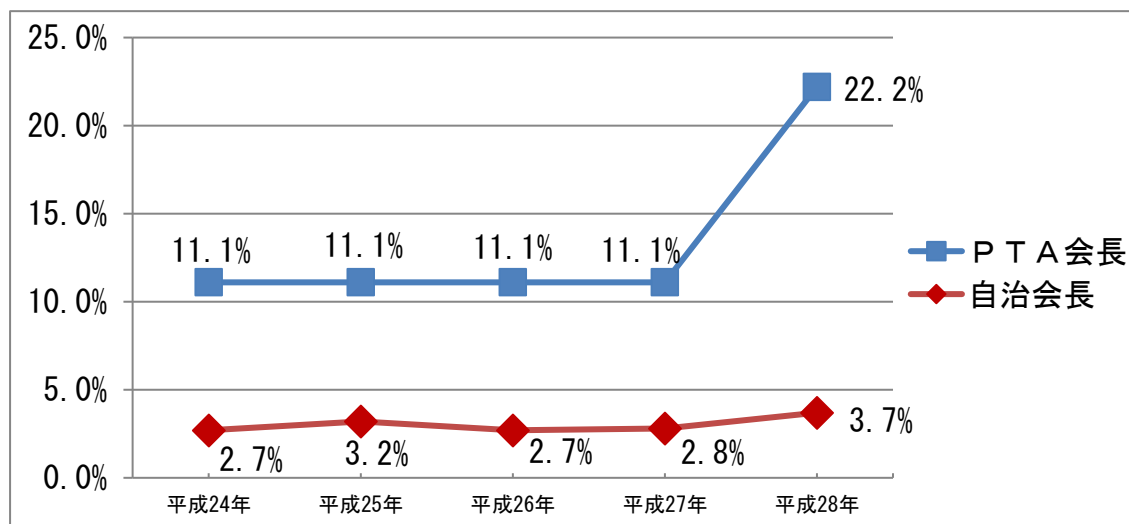
審議会等における女性委員の割合

—国、県、市の比較—



※内閣府、神奈川県、厚木市データより

地域活動等における女性参画の現状



※厚木市データより

また、甚大な被害をもたらした東日本大震災では、男女共同参画の視点が反映されていないことにより、避難所やそれに伴う備蓄品等において様々な問題が顕在化しました。避難所生活では、性別や年齢、家族構成の違いがある方が一緒に生活するため、避難所の開設・運営に当たっては、男女共同参画の視点に立つことの重要性を理解し、ニーズや身体的特性に配慮することが大切です。

そのためには、防災・防犯分野への女性の参画が必要です。防災だけでなく、防犯など地域活動の場での女性の活躍は、住民相互の交流を円滑にするなど、地域コミュニティの形成にも重要となります。

★避難所・備蓄への配慮★

【女性、子どもに配慮した避難所運営】

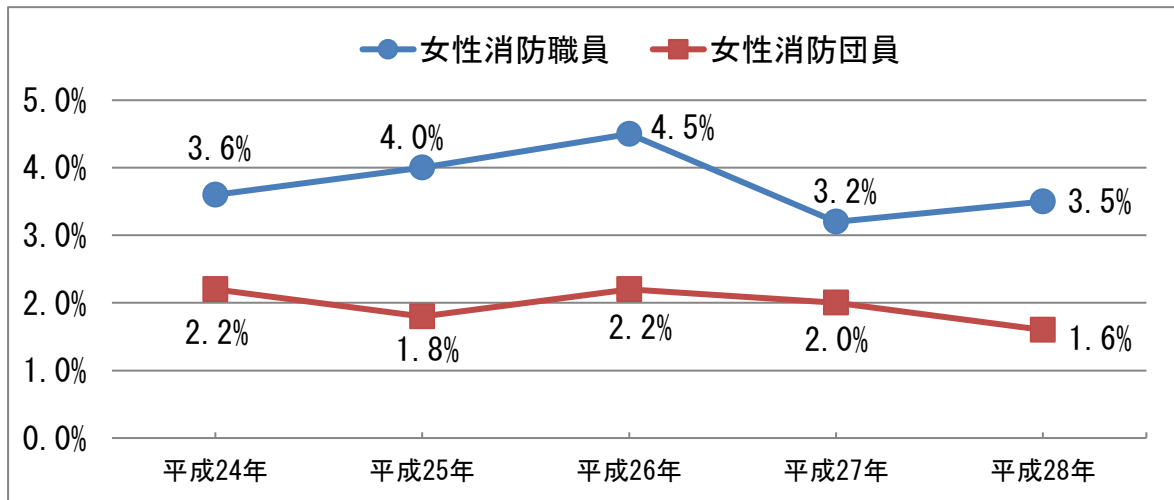
- ・男性の視線が気にならない更衣室、授乳室、女性専用スペース等
- ・外から見えない女性下着等の洗濯物干し場等間仕切り用パーテーションの活用
- ・就寝場所や女性専用スペース等の設置と巡回警備などの安全確保
- ・乳幼児のいる家庭用エリア
- ・単身女性用エリア
- ・男女別トイレや入浴設備の設置
- ・防犯ブザーやホイッスルの配布
- ・女性に対する暴力等に対する相談窓口の周知

【女性、子どもに必要な備蓄品】

- ・生理用品、授乳用品、紙おむつ、離乳食等

★その他人権に配慮した避難所運営・備蓄

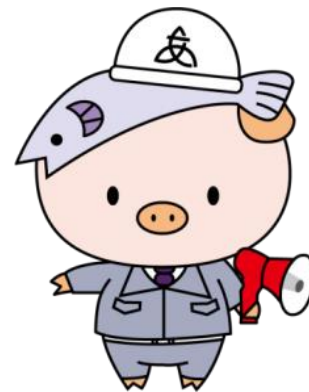
女性消防職員及び消防団員の割合



※厚木市データより



▲東日本大震災時の厚木市での帰宅困難者の受入れの様子



市の取組

- ★防災、防犯における女性参画の推進
- ★各種審議会委員への女性の参画促進
- ★あらゆる分野における女性の管理職への登用の促進
- ★性別にとらわれない職域拡大の推進
- ★起業家をめざす女性への支援

市民の役割

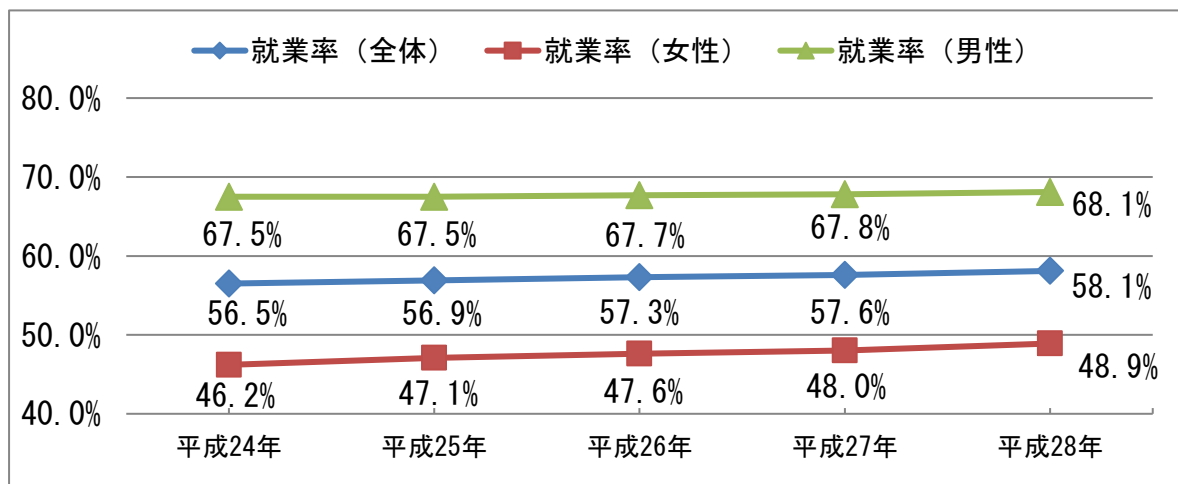
- ★男女共同参画の視点に立った防災・防犯意識を持ちましょう。
- ★自主防災組織や消防団など地域活動に参加しましょう。
- ★委員を公募している市の審議会などに積極的に応募しましょう。
- ★性別にとらわれず、能力や適性を生かした職域拡大などを進めましょう。
- ★女性のための起業支援制度などを活用しましょう。

施策の方向（2）女性が働ける・働き続けられる就業等の環境整備

少子高齢化が進展する中で危惧されるのが労働力不足ですが、ここ数年、
 ※³日本の労働力人口における、就業率は上昇し完全失業率は下降しています。
 これは男女ともに同様の傾向となっていることから、「男女雇用機会均等法」
 や「パートタイム労働法」の改正により、妊娠・出産などを理由とする不利益
 な取扱いの禁止やパート労働者の差別的な待遇の禁止などが追加されたため
 と推測されます。

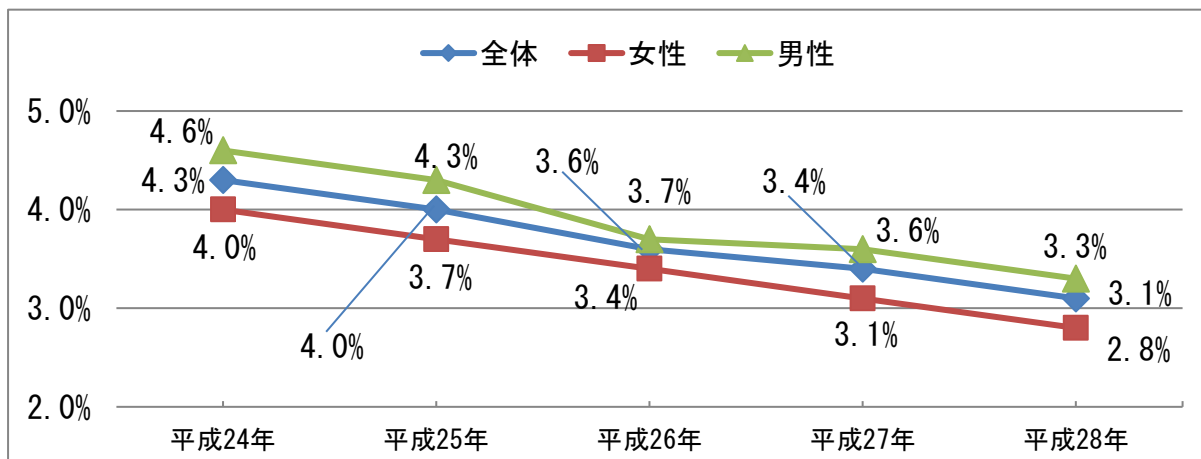
しかし、女性が離職することなく、働き続けることができる環境が整備され
 ているとは言い難く、今後、性別に関わらず多様化するライフスタイルに合わ
 せて、個性や能力を発揮して働き続けることが出来る社会の構築が必要となり
 ます。

労働力人口における就業率



※総務省 平成28年労働力調査より作成

労働力人口における完全失業失業率



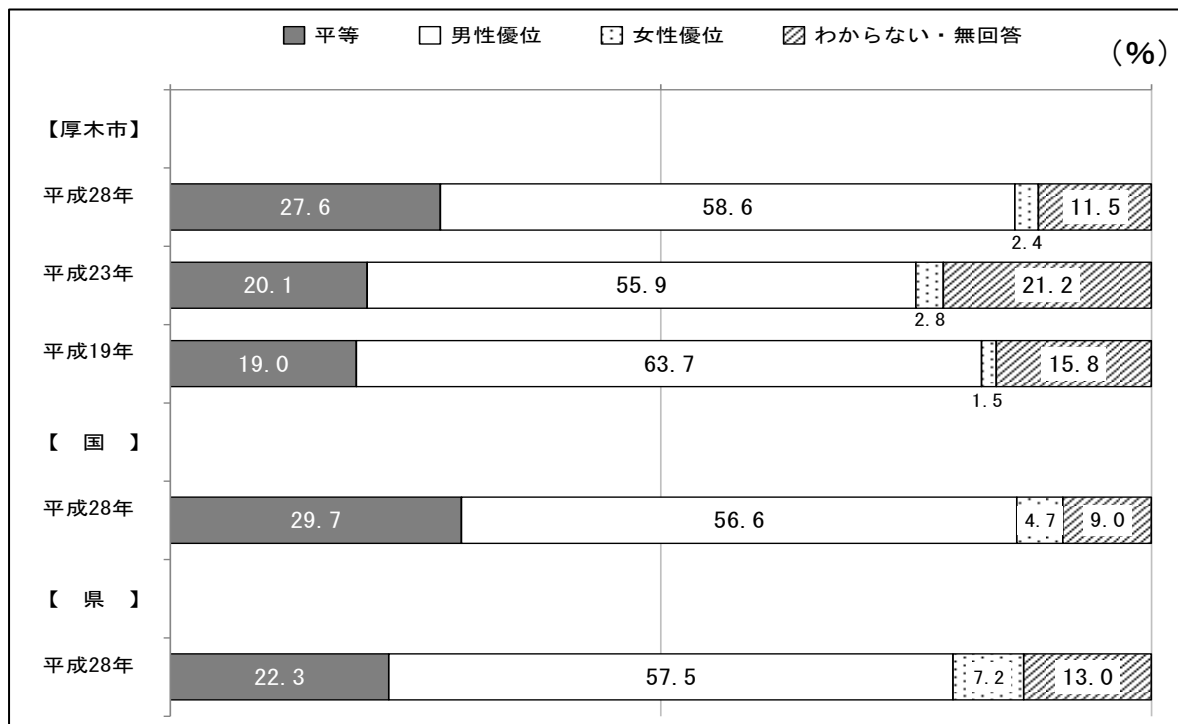
※総務省 平成28年労働力調査より作成

一方で、職場における男女平等意識は上昇傾向にありますが、市民意識調査の結果では「平等」と答えた割合は27.6%に過ぎません。それに対して「男性優位」は58.6%と過半数を占め、特に女性の平等意識が低く、いまだ慣習的に男性優位の現状が残っていることが分かりました。

女性活躍推進法では、「性別による固定的役割分担等を反映した職場慣行が及ぼす影響への配慮が行われること」を基本原則に挙げていますが、市民意識調査の結果では、「男性に比べ昇進・昇格が遅いか」という設問においては、「そう思う」と答えた割合が38.7%で、まだまだ職場内における性別役割分担意識が残っていることが分かります。このことから、従来慣行にとらわれず、男女が平等に働く機会を与えられ、個人の個性と能力が発揮できる職場環境を整備することが求められます。

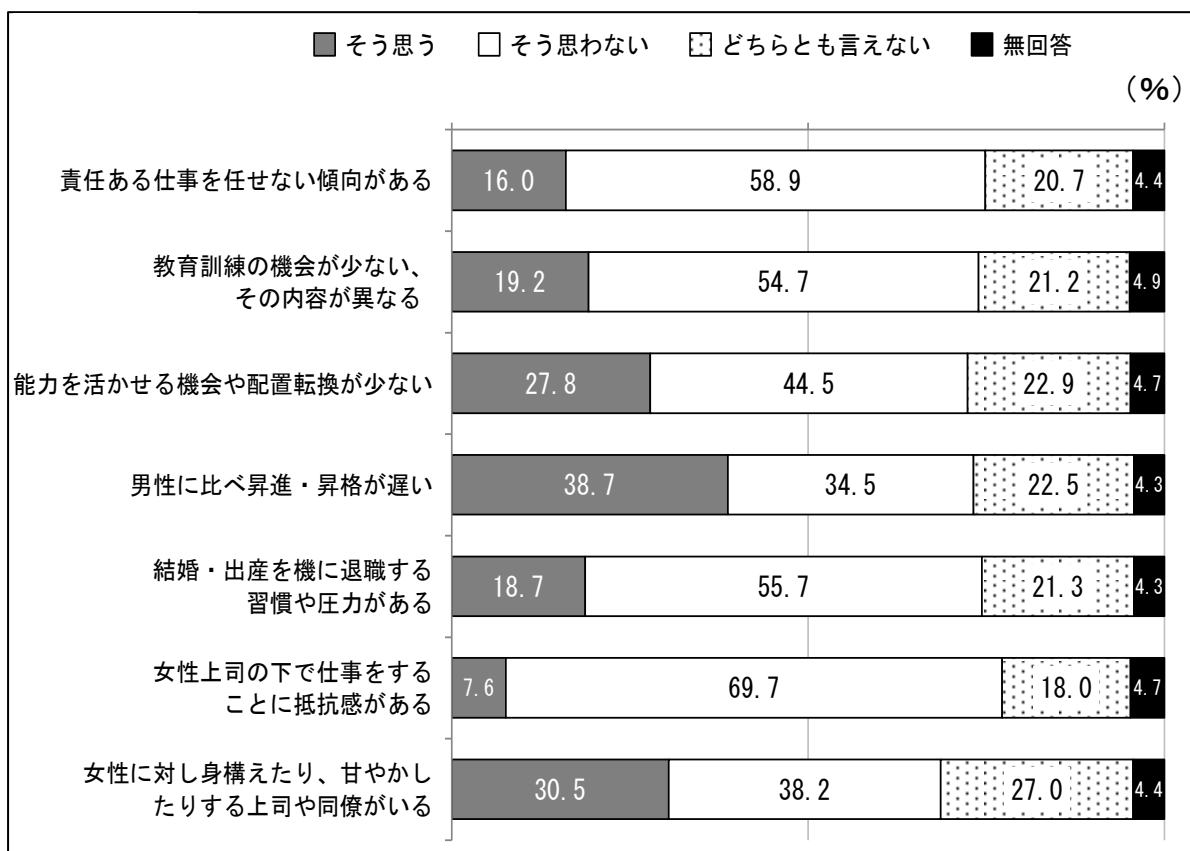
そのためには、若い世代の女性が、仕事に就き、妊娠・出産後も、自らの意思に反して離職することなく、仕事と家庭の両立を図りながら、スキルアップできるための支援が必要です。女性が働く環境を後押しすることは、いわゆる※⁴M字カーブといわれる現象をなくし、少子化対策にもつながると期待されています。

職場における男女の地位の平等感（経年）



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

就業先の女性のおかれている状況



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

市の取組

★女性の仕事におけるスキルアップの支援

★若い世代への※キャリア形成の推進

※キャリア形成…目標にたどり着くための道筋。自分自身で設定した目標にたどり着くために、スキルの獲得をしたり、経験を積むこと。

★女性の雇用、再就職支援

★働く女性の権利を守るための情報提供

市民の役割

★スキルアップのための講座に積極的に参加しましょう。

★企業は雇用や再就職のための機会の提供に努めましょう。

※3 労働力人口

15歳以上の人口のうち、就業者（休業者も含む。）と完全失業者を合わせた人のことをいいます。

※4 M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいいます。

（例：育児等で仕事を一時辞めてから、育児が一段落した後に、再就職する人が多くなっている現象のこと。）

| 基本方針1 ●代表となる指標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 目標値 (平成34年度) |
| 審議会等における女性委員の割合 | 28.1% | 40.0% |

基本方針2 ワーク・ライフ・バランスの充実

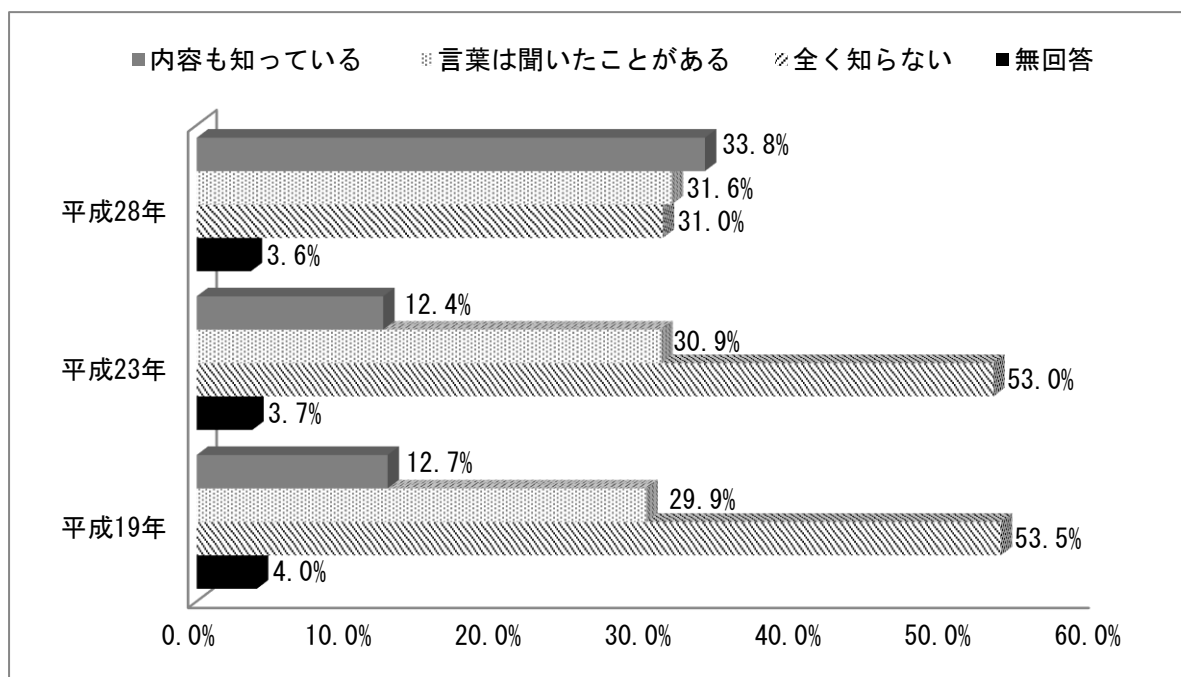
施策の方向 (1) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の充実

仕事は、家計を支えるとともにやりがいや喜びをもたらします。同時に、家事、育児、趣味や学習、地域活動等も生活の上で重要なものであり、双方の充実があってこそ、人生は豊かなものとなります。こうした中で、すべての人が個性と能力を發揮して活躍するためには、男女が共に仕事と家庭・地域等における活動をバランスよく担うことが必要です。

しかし、前回の調査と比較するとワーク・ライフ・バランスの認知度は高まりましたが、理想と現実に乖離があるため、いかに自分に適したライフスタイルを送ることができるかが重要になっています。また、核家族化や生き方の多様化などの変化に対応できる子育て環境や介護サービス等の社会的基盤の整備が一層求められています。

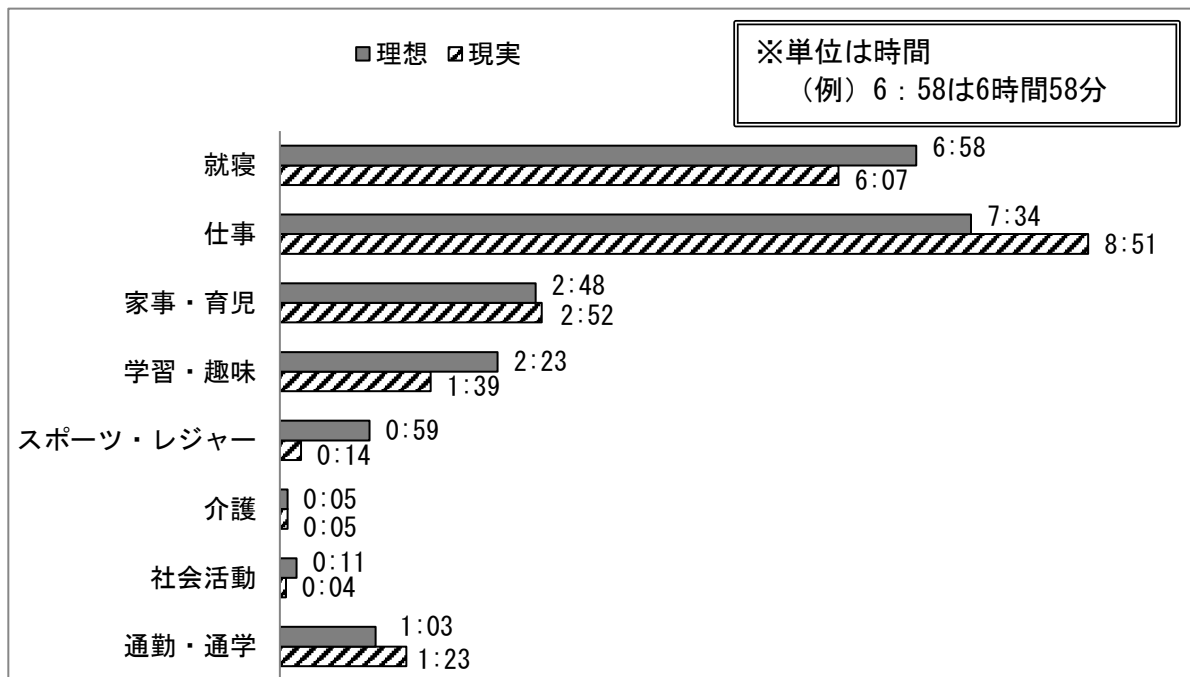
男女がお互いのワーク・ライフ・バランスを実現していくためには、仕事以外の生活の部分を充実させることが重要です。そのためには一人一人のライフスタイルに合わせた家事・育児・介護と仕事の両立が可能な環境整備を促進するとともに、仕事における悩みを相談できる体制の充実に努めます。

「ワーク・ライフ・バランス」の認知度



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

「現実の生活配分と理想の生活配分」(平日)



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

市の取組

- ★ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発及び情報提供
- ★多様なニーズに対応した子育て、介護支援の充実
- ★育児・介護と仕事の両立が可能な環境づくりの推進
- ★勤労者のための相談体制の充実

市民の役割

- ★個人のライフスタイルを尊重し、ワーク・ライフ・バランスを大切にする意識を持ちましょう。
- ★職場では、育児・介護休業等の制度が取りやすい環境を作りましょう。
- ★仕事に関する悩み事や問題があるときは、相談窓口を活用しましょう。
- ★様々な育児、介護の制度を活用しましょう。

施策の方向（2）働き方の意識改革と家事、育児、介護への積極的参加の促進

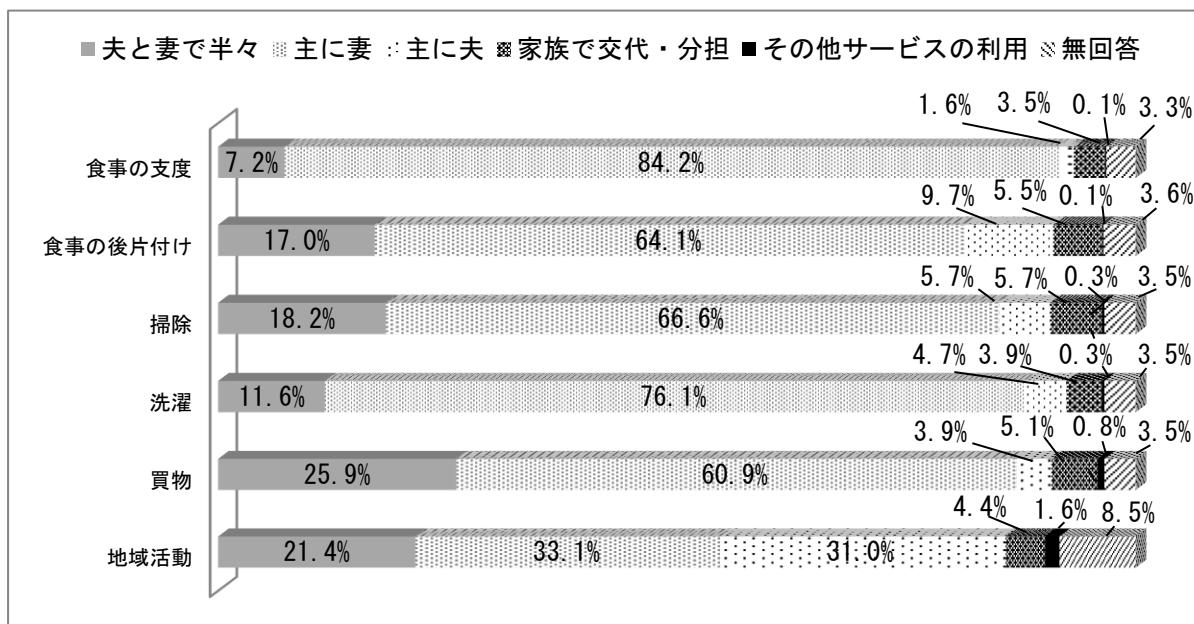
男女が働き続けながら、生きがいを見つけ生活していくことは、人生を豊かにし、労働意欲の向上にもつながるとともに、企業の活性化や社会の発展に大きく影響します。しかし、長時間労働などの弊害は、労働意欲の低下だけでなく仕事と家庭の両立を妨げます。そのため、個々の事情や仕事の内容に応じて、多様で柔軟な働き方が選択できるような社会への改革が必要です。

現在、男性の長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の参画を困難にし、自己啓発や本人の健康保持などを含めた、ワーク・ライフ・バランスの実現を阻害する要因になっています。その結果、家事や育児などの家庭生活における負担が女性に偏り、女性の仕事と生活の両立を妨げることもつながっています。

また、介護の担い手の多くも女性となっているのが現状ですが、今後予想される少子高齢化の進展や共働き世帯の増加とともに、男性も介護の担い手となる状況が多くなると想定されます。そのためには、家庭において、家事、育児、介護などの責任を男女が協力し合って担うことが重要であり、男性の積極的な参画が求められます。

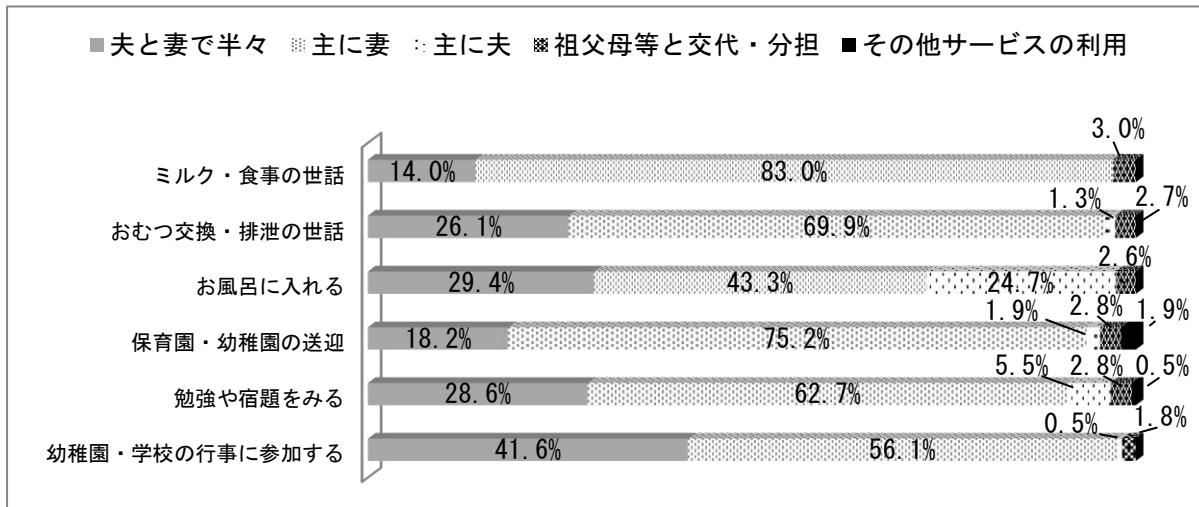
さらに、仕事をしながら育児、介護等へ参画できる相談体制の充実及び地域のネットワークを活用した地域包括ケアシステムを推進し、男女が共に暮らしやすい社会の実現をめざします。

日常的な家庭の仕事の分担



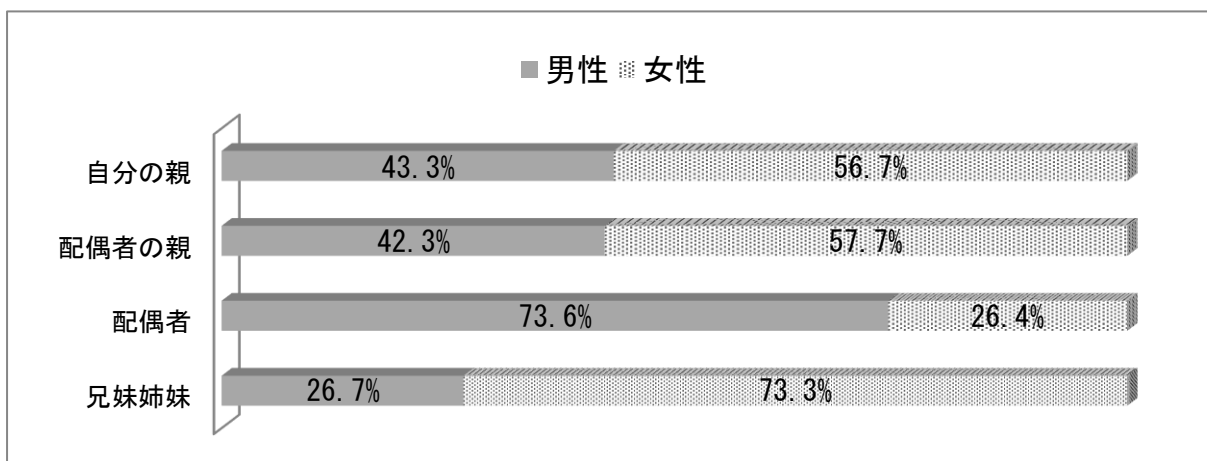
※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

日常的な子育ての分担



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

介護している・介護したことがある人の割合(男女別)



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

市の取組

- ★男女の働き方の意識改革
- ★男性の家事、育児、介護への積極的な参画促進
- ★育児、介護等の相談体制の充実

市民の役割

- ★仕事と家事、育児、介護、地域活動等のバランスの取れた生活に心掛けましょう。
- ★家事、育児、介護などは、男女が協力して行いましょう。
- ★育児、介護等の悩みや問題があるときは、相談窓口を活用しましょう。

施策の方向 (3) 事業者が実施する様々な取組の推進

ワーク・ライフ・バランスが叫ばれる背景として、長時間労働等による過労死や自殺が増加している問題があります。この現状を改善するため、健全な心身の健康を維持し、仕事と生活のバランスを取ることが非常に重要です。また、良好なワーク・ライフ・バランスを図ることで、職場内は活性化し、業務の効率化や労働時間の短縮にもつながり、私生活の時間も取ることができるため、仕事に対する意欲の向上にもつながっていきます。

このことから、ワーク・ライフ・バランスの実現には、職場での理解が不可欠であり、企業や各種団体等におけるワーク・ライフ・バランスの様々な取組を促進させ、働き方改革の情報提供をしていく必要があります。


さらに、家族の絆や触れ合う時間の大切さを理解してもらえるように、本市が推進している「あつぎ家庭の日」や「あつぎ家庭読書の日」事業を周知・啓発し、ワーク・ライフ・バランスの充実を推進します。

市の取組

- ★事業所が実施する様々なワーク・ライフ・バランスの取組の推進
- ★「あつぎ家庭の日」など、ワーク・ライフ・バランスの取組への周知、啓発
- ★長時間労働の見直しなど、働き方改革の推進

市民の役割

- ★事業者自らがワーク・ライフ・バランスを率先しましょう。
- ★ノー残業デーなどのワーク・ライフ・バランスの取組に努めましょう。
- ★家族の絆や触れ合う時間を大切にしましょう。

| 基本方針2 | | ●代表となる指標 | |
|--------------------|-----------------|-----------------|---|
| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 目標値 (平成34年度) | |
| 放課後児童対策事業 (入所率) | 93.7% | 100% |  |

基本方針3 男女共同参画の社会づくり

施策の方向 (1) 男女共同参画の更なる推進に向けた啓発と情報提供の充実

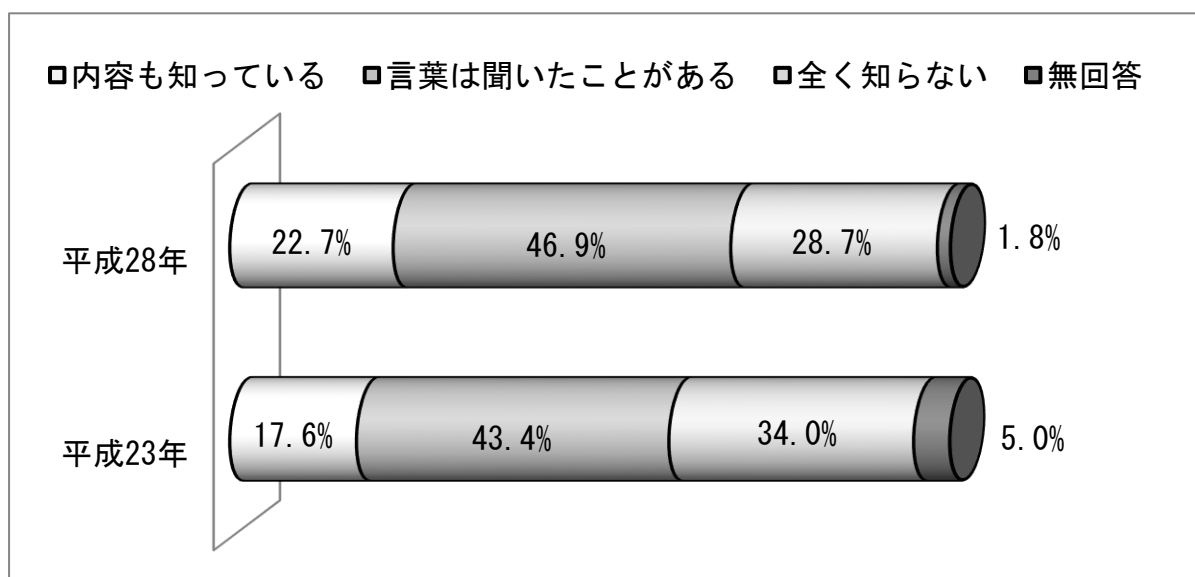
男女共同参画社会とは、「男女が社会の対等な構成員として、家庭、学校、地域、職場など、社会のあらゆる場面において参画する機会が確保され、利益を享受することができ、かつ、共に責任を分かち合う社会」のことです。

このことが定義されてから20年以上が経過し、その間、様々な制度や施策などの取組が行われ、一人一人の「男女共同参画意識」も次第に高まってきました。

これは、市民意識調査の結果からも男女共同参画社会の認知度が、「内容も知っている」が22.7%、「言葉は聞いたことがある」が46.9%で、この数値はいずれも前回の調査を上回っていることから成果として表れました。

しかし、男女の地位の平等意識を分野別で見ると、家庭生活、学校教育の場では平等が最も高くなっているものの、職場、地域活動の場、政治や政策決定の場、法律や制度上、社会通念や慣習上で「男性優位」の割合が最も高く、特に、政治や政策決定の場では「平等」16.2%に対し「男性優位」66.1%、社会通念や慣習上では「平等」12.7%に対し「男性優位」63.9%と、それぞれ「男性優位」と感じる割合が4倍以上となっています。

男女共同参画社会の認知度



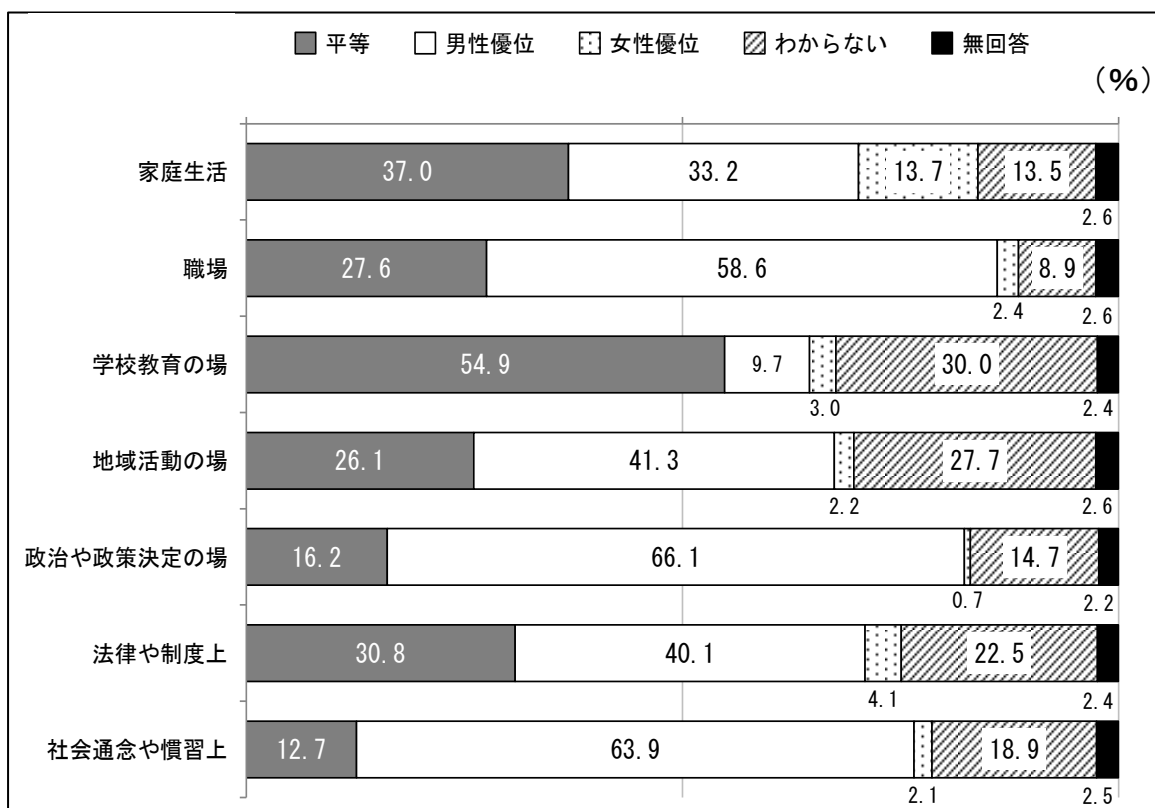
※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

このことから、依然として、社会における「男性は仕事、女性は家庭」という慣習や慣行が残っていることが分かり、男女共同参画社会の実現に向けては、言葉の認知度と比例した意識の向上が必要です。

本計画では、男女共同参画社会の認知度が上昇していることを踏まえ、意識の向上に努めるだけでなく、誰もがお互いを尊重し、あらゆる場面で能力を発揮できるための社会の構築をめざします。そのためには、講座の開催、情報誌の発行、地域における啓発活動、企業への情報提供など、あらゆる機会を捉えた取組を実施し、従来の慣習や慣行にとらわれない男女共同参画の社会づくりを推進します。

また、現代は情報社会であり、SNSやインターネットを活用して情報を取得することが当たり前となっています。多くの人へ発信できる利便性はあるものの、時には、情報が氾濫・錯綜^{さくそう}し、知らず知らずのうちに他の人を傷つけてしまうこともあります。男女共同参画の社会づくりを進める上では、メディアやインターネットなどの様々な情報の中から何が正しいのかに気付き、必要な情報だけを取得する^{※5}メディアリテラシーの能力を身に付けることがより一層重要になります。

男女の地位の平等感



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

市の取組

- ★社会の慣習や慣行にとらわれない男女共同参画の推進
- ★メディアリテラシー向上のための広報・啓発
- ★男女共同参画に関わる調査、研究、実態の把握

市民の役割

- ★家庭や地域、学校などでの慣習や慣行が男女平等であるか、正しく判断できる能力を身に付けましょう。
- ★インターネットやTV等メディアの情報や表現が男女平等であるか感じるとともに、読み解く力を身に付けましょう。

※5 メディアリテラシー

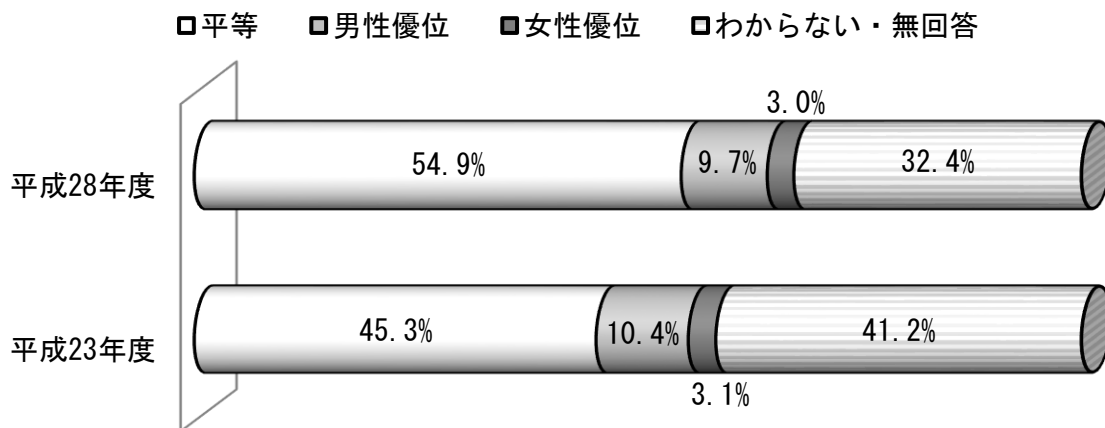
メディアからもたらされる膨大な情報を、主体的に読み解き、自己発信する能力のことをいいます。

施策の方向（2）家庭、学校、地域における男女共同参画の教育・学習等の充実

男女共同参画社会の実現に最も大切なことは、将来を担う子どもたちが、幼少期より誰もが平等であるという意識を持つことです。そのためには、子どもたちが成長する上で欠かせない、家庭、学校、地域において男女共同参画の意識について学び、正しく理解することが重要です。

近年、学校教育では、「男女共同参画」に関わる内容が教科書に盛り込まれるなど、早い段階で男女平等意識や違いを尊重し合う意識を学ぶ機会があり、市民意識調査の結果では「学校教育の場」における男女の平等意識は、54.9%と過半数を示すなど意識の高さが伺えます。

男女の地位の平等感（学校教育の場）



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」（平成28年度）より作成

また、「男性は仕事、女性は家庭」という性別で役割を区別する考えに「共感する」と答えた割合を年代別でみると29歳以下が2.6%と最も低くなり、若い世代の男女平等意識は着実に高くなっています。

このことから、男女平等意識や人権尊重意識の形成には、幼少期から意識を育むことが重要であり、本計画では、子どもたちの道しるべとなる教職員、保護者、地域の大人たちに対して、男女共同参画の意識を向上させる環境をつくる必要があります。

家庭では、保護者が「男性は仕事、女性は家庭」といった従来の慣習や慣行にとらわれない意識を持つように保護者等に「男女平等意識」や「ワーク・ライフ・バランス」の講座やイベントに参加する機会の提供に努めます。

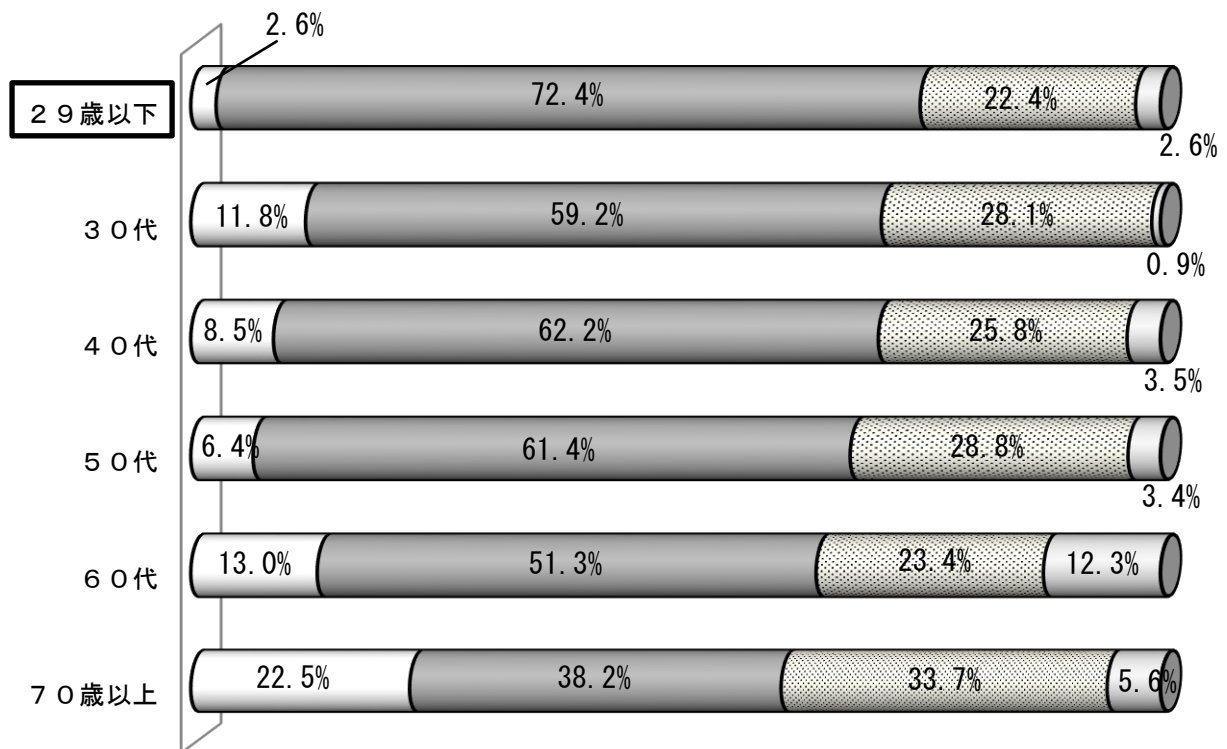
学校では、教職員が正しい知識を持つための研修や教育の充実に努めます。

また、地域では、お祭りや運動会など自治会等の行事やボランティア活動など性別や世代を問わず多くの人に参加するため、子どもたちにとって男女共同参画社会の形成に重要なコミュニケーション力や、お互いを尊重する意識を養う大切な場所になります。そのため、地域の大人たちが男女共同参画について正しく理解することが求められることから更なる周知・啓発に努めます。

家庭、学校、地域が連携することで、あらゆる世代への男女共同参画の意識の向上を図ることが期待されます。

性別で役割を区別する考え方（年代別）

□共感する □共感しない □どちらとも言えない □無回答



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」（平成28年度）より作成

市の取組

- ★地域活動等において女性が活躍できる環境整備の推進
- ★学校における男女共同参画についての教育の充実
- ★個性や能力を重視した教育・学習等の充実

市民の役割

- ★男女共同参画についての講座やイベントに参加しましょう。
- ★ボランティア活動などの地域活動や地域の行事に参加しましょう。
- ★家庭、学校、地域が連携して男女平等意識の向上を図りましょう。
- ★幼少期から男女平等意識を持ち、ワーク・ライフ・バランスを考えた行動ができる心を育てましょう。
- ★地域コミュニティにおける女性が活躍できる環境の整備に努めましょう。

| 基本方針3 ●代表となる指標 | | |
|-----------------|-----------------|-----------------|
| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 目標値 (平成34年度) |
| 男女共同参画推進講座等参加者数 | 402人 | 450人 |

基本方針4 安心・安全なくらしの実現**施策の方向 (1) 配偶者、パートナーからのあらゆる暴力(DV)の根絶に向けた支援**

配偶者、パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス 以下「DV」という。)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な課題となっています。また、あまりに日常的な要素があることから気づきにくく、個人の問題として表面化しにくいところに問題の深刻さがあります。市民意識調査の結果では、DVを受けたときの相談の有無について、実際に「相談した」人の割合が14.2%で、「相談するほどでもないと思った」人の割合が40.4%となっていることから、被害者が潜在化していることが想定されます。

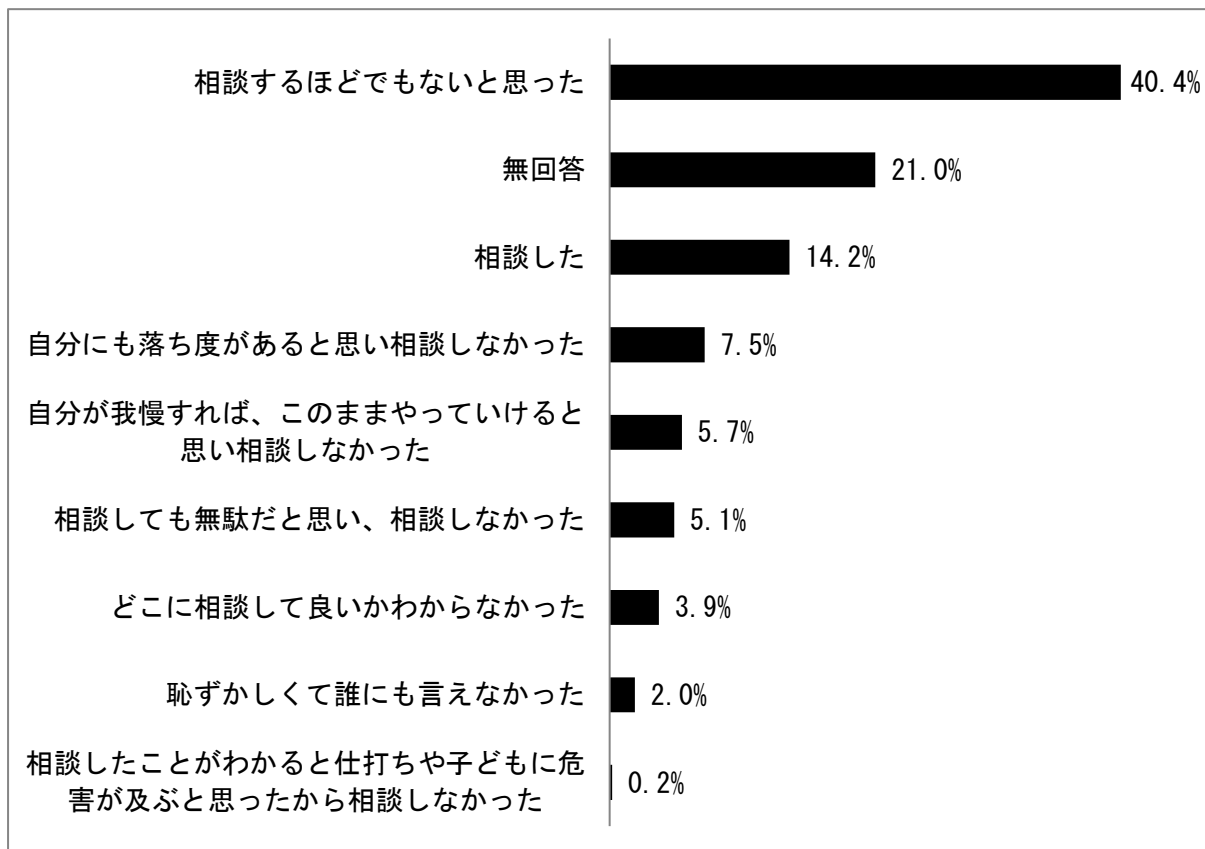
さらに、配偶者以外の交際相手からの暴力とその被害者の保護のあり方が大きな問題となっていることから、平成25年には、DV防止法の改正が行われました。この改正により、これまで事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及びその被害者に限定されていた適用対象を、同居する交際相手からの暴力及びその被害者に拡大しました。

しかし、同居していない場合は依然対象外であることや、^{※6}デートDV被害者の保護をどうするかなど大きな課題もあります。そのため、DVの加害者にも被害者にもならないように若年層を対象とした予防啓発が必要となります。

本計画では、DV根絶に向けて、啓発活動を更に充実させるとともに、相談体制の充実や、DV被害者の保護と自立支援等を重点的に取り組んでいきます。

なお、本市では、本計画をDV防止法第2条の3第3項に規定する市町村基本計画として位置付けており、被害者が相談しやすい体制をつくり、配偶者、パートナーからのあらゆる暴力の根絶と被害者支援に努め、さらに関係機関等と連携・協働を図ります。

ドメスティックバイオレンス(DV)を受けたときの相談の有無



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

市の取組

- ★DV防止に向けた啓発活動の充実
- ★DV被害者に対する相談体制の充実
- ★DV被害者の安全確保及び自立に向けた支援の充実
- ★関係機関等との連携・協働

市民の役割

- ★DVは犯罪行為であるという認識を持ちましょう。
- ★DVなどで相談を受けたら、警察や相談機関を紹介しましょう。
- ★DV被害にあったと思ったら悩まないで相談しましょう。

※6 デートDV

交際相手からの暴力のことをいいます。

施策の方向（2）ハラスメントと性犯罪などの防止

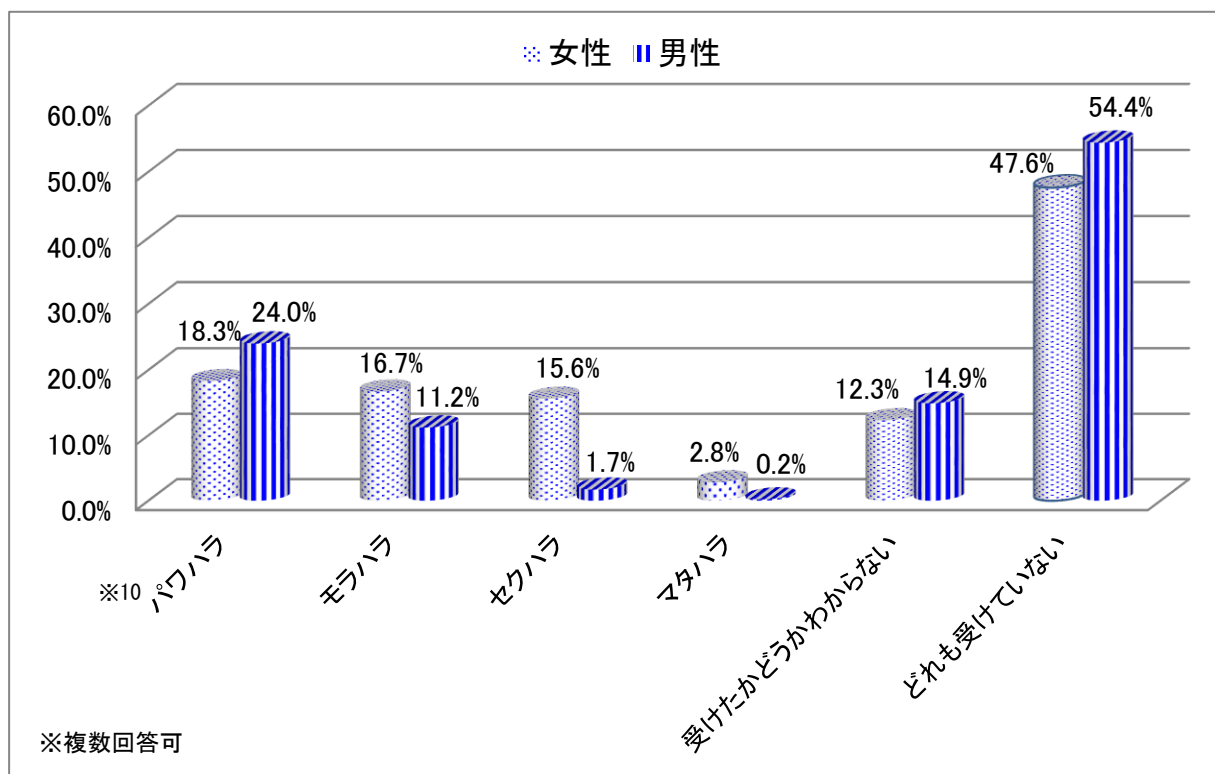
男女が共に活躍できる社会の実現を大きく阻害する要因の一つに、ハラスメントや性暴力、ストーカーなどの性犯罪があります。ハラスメントの多くは職場で発生し、※⁷モラハラ・※⁸セクハラ・※⁹マタハラを受けた割合は女性が高くなっています。

市民意識調査の結果でも、「セクハラを受けたことがある」、「マタハラを受けたことがある」と答えた割合は女性がそれぞれ男性を大きく上回っています。このことは、女性の仕事における活躍を妨げるだけでなく、労働力人口を更に低下させるとともに、深刻な少子化問題など社会や経済にも大きな影響を与えることが危惧されています。

何より、被害者を精神的・肉体的に追い込むこの行為は、男女がお互いの個性と人権を尊重し、対等な関係性を構築する社会の形成には決してあってはならないことであり、重大な人権侵害の一つです。

ハラスメントをなくすためには、一人一人が相手の立場や身体的な特性を理解した行動や言動を心掛け、また、未然に防止するために、周囲からもそのような行為を見かけたらやめさせるようにするなど、職場での環境整備が必要となります。

ハラスメントを受けた種類（性別）



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」（平成28年度）より作成

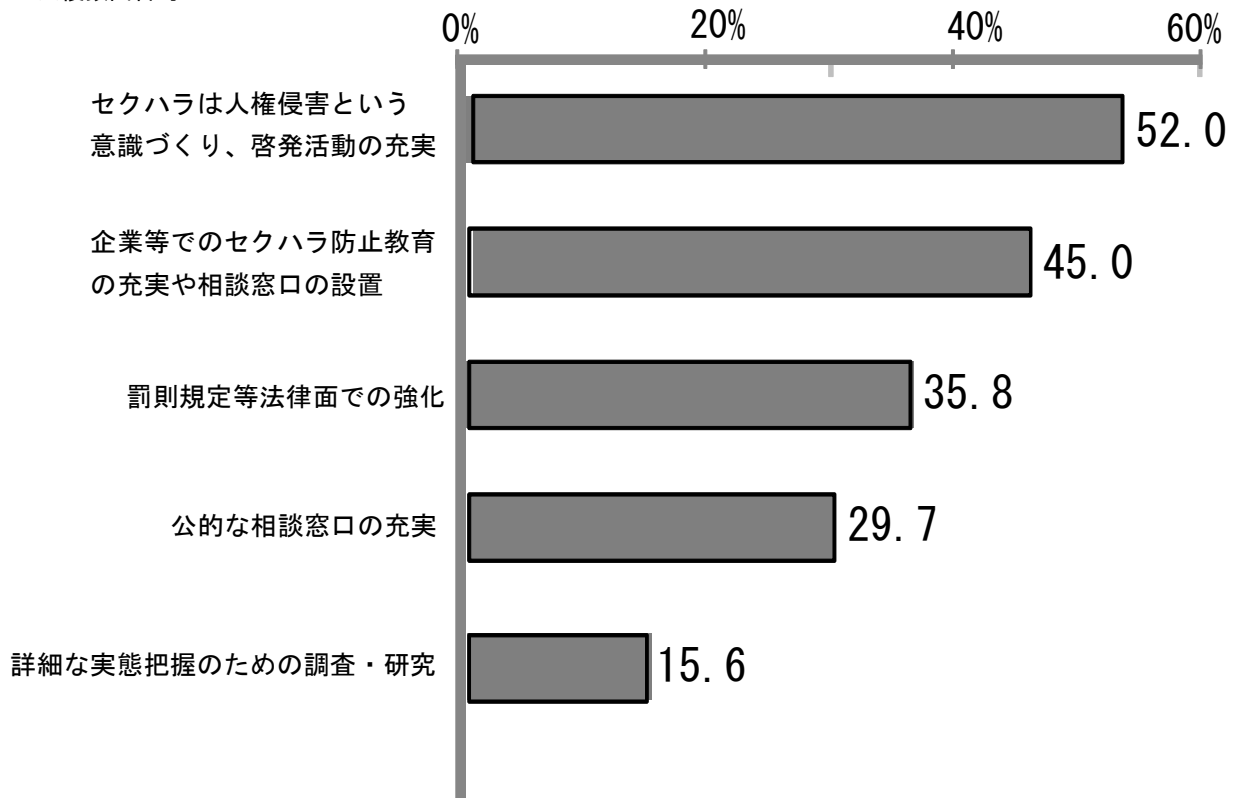
本計画では、ハラスメント行為は重大な人権侵害であるという意識を高めるとともに、ハラスメントが起こる前に防ぐための環境整備と啓発活動の充実に努めます。

また、性暴力、売買春、ストーカー行為などは犯罪です。特にストーカーは平成29年にストーカー規制法が改正され、規制が厳しくなりましたが、重大な事件が起こるなど事態は複雑化しており、近年では、^{※11}JKビジネスやアダルトビデオ出演強要など若年層を対象とした性暴力も問題視され、ストーカーや性暴力を容認しない社会の構築が急務となります。

本市では安心・安全なまちづくりの実現に向けた取り組みとして、セーフコミュニティを推進するなど犯罪の防止に努めており、若年層に対して、性売り物にしないという意識づくりを徹底するための啓発活動に努めるとともに、関係する団体との連携・協働を図ります。

セクハラをなくすための対策

※複数回答可



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より作成

市の取組

- ★ハラスメント防止のための啓発の充実
- ★ハラスメント防止のための研修会等の実施
- ★性犯罪、ストーカー防止のための啓発の充実
- ★関係機関等との連携・協働

市民の役割

- ★ハラスメントは人権侵害という意識を持ち、相手の意に反した言動や行動はやめましょう。
- ★ハラスメント防止のための研修会等に参加しましょう。
- ★性暴力、ストーカーは、「犯罪」であるという意識を持ちましょう。
- ★悩んだり我慢せずに気軽に相談しましょう。

※7 モラハラ（モラルハラスメント）

言葉や態度、身振りや文書等によって、陰湿に繰り返される肉体的・精神的嫌がらせ・迷惑行為をいいます。

※8 セクハラ（セクシャルハラスメント）

相手の意思に反した性的嫌がらせを行い、工作上相手に不利益を与えたり、生活環境を著しく悪化させることをいいます。

※9 マタハラ（マタニティハラスメント）

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇・雇い止め・降格等の不利益な取扱いをいいます。

※10 パワハラ（パワーハラスメント）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。

※11 J Kビジネス

女子高生に男性向けのサービスを行わせることをいいます。

施策の方向 (3) 誰もが生涯を通じて、いきいきと暮らせる心身の健康の確保

男女が、生涯を通じて心身ともに健康でいきいきと暮らしていくことは、男女共同参画社会の実現に欠かせないものです。そのためには、年齢、性別を問わず、すべての人がお互いに身体的な性差を理解し合い、思いやりをもって生きていくことが重要です。

とりわけ、女性は妊娠や出産を経験する可能性があるため、生涯を通じて異なる健康上の問題があります。この問題の重要性については、世界的にも、平成6年にカイロで行われた国際人口・開発会議において、性と生殖に関する健康と権利（※¹²リプロダクティブ・ヘルス／※¹³ライツ）という概念が提唱されました。この概念の浸透を図るとともに、各種検診等の充実や、性に関する正しい知識を得られる啓発活動の充実に努めます。

さらに、男女が生涯にわたって心豊かな生活を営むため、心と体の健康づくりを推進し、安心・安全なくらしの実現をめざします。

市の取組

- ★各種検診の充実
- ★性差に配慮した男女の健康の保持と増進
- ★リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透
- ★性に関する正しい知識を得られる啓発活動の充実

市民の役割


- ★検診などの制度を活用し、健康管理に努めましょう。
- ★生涯にわたって健康でいられるよう、個人での取組を行いましょ。
- ★性に関する病気や感染症について正しい知識を持ちましょ。

※12 リプロダクティブ・ヘルス

すべての男女が、単に疾病や障がいがないというだけでなく、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、満ち足りた性生活を営むことができ、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由のことをいいます。

※13 リプロダクティブ・ライツ

性に関する健康を享受する権利のことをいいます。

| 基本方針4 | | ●代表となる指標 | |
|--------------------------|-----------------|-----------------|---|
| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 目標値 (平成34年度) | |
| 各種検診（健診）の充実 (がん検診受診率) | 25.8% | 30.0% |  |

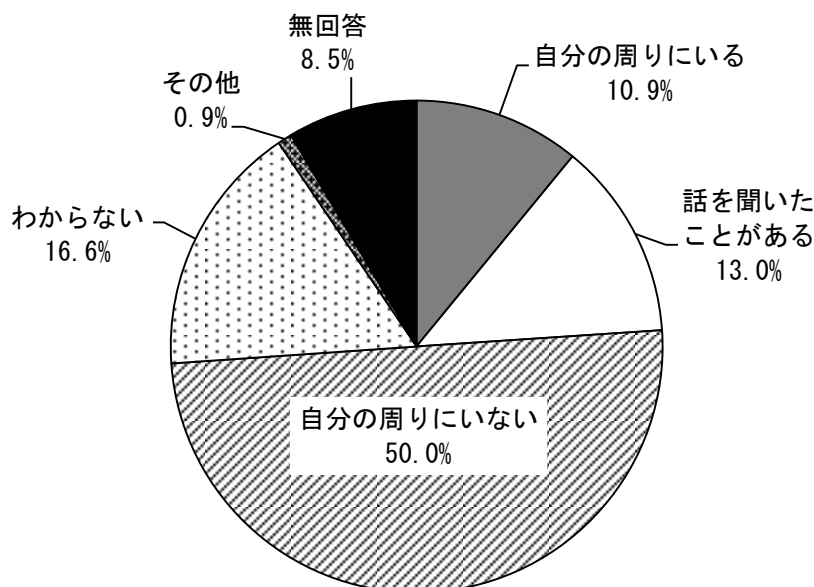
基本方針5 男女のあらゆる人権の尊重

施策の方向 (1) あらゆる人権に配慮した意識づくり

近年、子どもへの虐待、高齢者への^{※14}ネグレクト等により、人権が侵害される問題が数多く発生しています。そのため、あらゆる人権が尊重される社会の実現に向けて、女性の人権、男性の人権を始め、子ども、高齢者、障がいのある方、外国人など様々な人権に配慮する必要があります。人権は、誰にとっても身近で大切なものであり、違いを認め合う心によって守られています。

近年では、LGBT（性的少数者）、^{※15}ヘイトスピーチなど、新たな人権課題もあります。市民意識調査の結果では、LGBTの方が「自分の周りにはいる」と答えた割合は10.9%と1割を超えるなど、今後、様々な場で人権を尊重した配慮ある対応が重要となります。

あなたの周りにLGBTの方がいますか



※厚木市「男女共同参画市民意識調査」(平成28年度)より

- L：女性の同性愛者（レズビアン）
- G：男性の同性愛者（ゲイ）
- B：両性愛者（バイセクシュアル）
- T：こころの性とからだの性の不一致（トランスジェンダー）

しかし、LGBTの方に対しては、少数派であるがために、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、根強い偏見や差別があります。

また、外国人については、言語、宗教、習慣等の違いから、様々な人権問題が発生しています。特に、ヘイトスピーチの問題は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を助長させるため、決してあってはいけない行為です。

本市には、約6千人の外国籍市民の方が共に生活しています。文化等の多様性を認め、外国人の生活習慣等を理解し尊重することが、偏見や差別をなくし、多文化共生のまちづくりを実現することにつながります。

本計画では、一人一人が人権問題に対して向き合い、“人は誰でも平等である”という意識の高揚を図ります。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックをきっかけに、更にあらゆる人権問題の解決に向けた取組を推進します。

市の取組

- ★あらゆる人権に対する理解・啓発
- ★LGBT（性的少数者）に配慮した人権の尊重
- ★国籍にとらわれない人権の尊重
- ★高齢者、障がい者等に配慮した人権の尊重

市民の役割

- ★自分の人権を尊重する心を持ちましょう。
- ★あらゆる人権を尊重し、多様性に配慮した意識を持ちましょう。

※14 ネグレクト

幼児・児童・高齢者・障がい者などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のことをいいます。

※15 ヘイトスピーチ

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことをいいます。

施策の方向（2）人権尊重社会の実現に向けた相談体制の充実

性別に関わりなく互いの人権を尊重することは、男女共同参画社会の実現に向けての基本理念であるとともに、日本国憲法で保障された、すべての人が尊重すべき権利であり、守られるべき権利です。

しかし、日常生活を送る上で、家庭、地域、職場など様々な場面で問題が生じ、解決に困難を極め、悩みを抱えている方もいます。また、現代社会はストレス社会と言われ、問題や悩みも多様化しており、時には人権の配慮に欠けた言動や行動により、心が深く傷つけられたり悩んだりすることもあります。このような状況が続くと、自分の個性や能力を発揮することはできなくなり、男女共同参画社会の実現に向けて大きな障壁となります。そして、何より、心と身体のバランスを崩すことは、健康を害することにつながります。

一人で悩まず周りの人に話してみることや、専門家に相談することが大切です。誰かに相談することで、気持ちの切り替えができ、思いがけない解決の糸口が見つかることがあります。

本計画では、誰もが自分らしくいきいきと暮らせるように、利用しやすい相談体制の充実を図ります。

市の取組

- ★あらゆる人権の悩みや問題を解決するための各種相談体制の充実
- ★関係機関等との連携

市民の役割

- ★悩みや問題は一人で抱え込まずに、相談窓口を活用しましょう。

| 基本方針5 | ●代表となる指標 | |
|------------|-----------------|-----------------|
| 指標名 | 現状値 (平成28年度) | 目標値 (平成34年度) |
| 人権啓発事業参加者数 | 3,865人 | 4,000人 |



◎安心・安全なくらしの相談

| | | | |
|----|------------------------|--|--|
| 1 | 一般相談 | 日常生活で困ったことや相談先が分からない場合などの相談、また、必要に応じ専門的な相談窓口等を案内します。 | 総合相談コーナー 225-2100 (市民協働推進課) |
| 2 | 法律相談 | 相続、離婚、債権債務など、法律問題の相談に応じています。 | |
| 3 | 人権相談 | 人権に関わる困りごとや心配ごとを人権擁護委員が面接又は電話で相談に応じています。 | 総合相談コーナー 225-2215 (市民協働推進課) |
| 4 | 女性相談 | 女性の抱える様々な家庭、地域、職場、学校等の悩みの相談に応じています。 | 女性のための相談室 221-0123 (家庭相談課) |
| 5 | 女性法律相談 | 女性の抱える様々な法律問題の相談に応じています。 | |
| 6 | 女性DV相談 | DVに関する相談に応じています。 (男性からの暴力) | 女性DV相談 221-0182 (家庭相談課) |
| 7 | 女性相談員による相談 | 配偶者や恋人間の身体的暴力や精神的圧迫、経済的な暴力の悩みに関する相談に応じています。 | 女性のためのDV相談窓口 0466-26-5550 (県配偶者暴力相談支援センター) |
| 8 | 女性への暴力相談 「週末ホットライン」 | 配偶者暴力など女性への暴力に関する相談に応じています。 | 女性のためのDV相談窓口 045-451-0740 (県配偶者暴力相談支援センター) |
| 9 | 被害者の方の相談(男性) | DVに関する相談に応じています。 (女性からの暴力) | 男性のためのDV相談 0570-033-103 (県配偶者暴力相談支援センター) |
| 10 | 児童虐待相談 | 児童虐待に関する相談に応じています。 | 児童虐待相談 221-0181 (家庭相談課) |
| | | | 児童相談所 189(全国共通ダイヤル) |
| 11 | ひとり親家庭相談 | ひとり親家庭や寡婦を対象とした生活一般相談やひとり親の自立に必要な指導・情報提供、職業能力の向上や求職活動の支援などに関する相談に応じています。 | 子育て給付課 225-2241 |
| 12 | 消費生活相談 | 電話勧誘・訪問販売・キャッチセールスなど契約、消費生活に関するトラブルの相談に応じています。 | 消費生活センター 294-5800 |

◎健康に関する相談

| | | | |
|---|-------------------------|---|---|
| 1 | 健康・医療あつぎ健康相談 ダイヤル 24 | 健康、医療、介護、育児などの相談に応じています。 | あつぎ健康相談 ダイヤル 24 0120-31-4156 (健康長寿推進課) |
| 2 | こころの健康相談 | 臨床心理士による自殺予防の相談に応じています。 | 健康づくり課 225-2201 |
| 3 | 生活習慣病予防健康相談 | 保健師、管理栄養士による生活習慣病を中心とした相談に応じています。 | |
| 4 | メンタルヘルス相談 | 精神保健福祉士・保健師による自殺予防の相談に応じています。 | |
| 5 | 成人健康相談 | 骨粗しょう症（検診後予約）・歯と歯ぐきの健康相談、未病センター個別相談に応じています。 | |

◎ボランティアに関する相談

| | | | |
|---|----------|--|--------------------------------------|
| 1 | ボランティア相談 | ボランティア活動を始めたい場合や活動中の悩み、問題などの相談に応じています。 | 市民協働推進課 225-2141 |
| 2 | | ボランティア活動を始めたい方への支援等を行っています。 | 厚木市社会福祉協議会 ボランティアセンター 225-2789 |

◎子ども、乳幼児に関する相談

| | | | |
|---|---------------------------|---|---------------------------------------|
| 1 | 子育て支援センター (もみじの手) | 育児相談や子育てに関する施策等の情報提供を行っています。 | 子育て支援センター 225-2922 |
| 2 | 子どもの預け先 (保育・幼児教育施設) 相談 | 就学前児童を預ける施設についての情報提供や一般相談に応じています。(一時預かり、病後児保育、コミュニティ保育など) | こども育成課 225-2262 保育課 225-2231 |
| 3 | 妊産婦・新生児・乳幼児等の健康相談 | 妊産婦や新生児・乳幼児への家庭訪問及び健康や育児、栄養等の相談に応じています。 | 健康づくり課 225-2597 |

◎勤労者のための相談

| | | | |
|---|--------------------------|--|-----------------------------------|
| 1 | 勤労者のための のナイター 法律相談 | 勤労者の労働問題全般にわたる相談 に応じています。 | |
| 2 | 就職支援相談 | 適職把握のアドバイス、履歴書・職務 経歴書等の書き方と面接の受け方の 指導、相談に応じています。 | 産業振興課 225-2585 |
| 3 | 働く人のための 心の悩み相談 | 勤労者の職場における人間関係の不安、 悩みなどの相談に応じています。 | |
| 4 | ニート・ ひきこもり 就職支援相談 | 15歳から39歳までの、就労を希望 する無業者及びその家族が対象の相談、 職業能力向上支援の相談に応じて います。 | 県央地域若者 サポートステーション 297-3067 |
| 5 | 労働相談 | 労働に関する労使間のトラブル等の 相談に応じています。 | かながわ労働センター 県央支所 296-7311 |
| 6 | 働く人のメン タルヘルス 相談 | 勤労者の職場における人間関係の 不安、悩みなどの相談に応じていま す。本人だけでなく、家族や職場の上 司・同僚の方からの相談にも応じま す。 | かながわ労働センター 045-633-6110 |
| 7 | 求職者支援 | 求職手続（求職申込、職業相談等）、 職業訓練（公共職業訓練校への入学 等）の支援や相談に応じています。 | 公共職業安定所 （ハローワーク厚木） 296-8609 |

◎生活困窮に関する相談

| | | | |
|---|-----------------|---|-------------------|
| 1 | 生活保護相談 | 生活保護全般にわたる相談に応じて います。 | 生活福祉課 225-2211 |
| 2 | 生活困窮者自 立支援相談 | 失業、傷病、長期ひきこもりなどで生 活に困っている方や離職などにより、 住居を失った方、また失うおそれ のある方の就労相談等に応じていま す。 | 福祉総務課 225-2895 |

◎福祉に関する相談

| | | | |
|---|--------------------------|---|------------------------|
| 1 | 福祉総合相談 | 福祉全般の相談に応じています。 | 厚木市社会福祉協議会 225-2947 |
| 2 | 権利擁護 支援センター | 高齢者、障がい者の虐待に関する相談、通報に応じています。 | 厚木市社会福祉協議会 225-2939 |
| 3 | 高齢者・介護 相談 | 高齢者の生活、介護全般にわたる相談に応じています。 | 介護福祉課 225-2220 |
| 4 | 地域包括支援 センター | 介護、医療、福祉などの関係機関と協力して地域で暮らす高齢者や障がい者の生活を支える総合相談に応じています。 | 介護福祉課 225-2220 |
| 5 | 障がい者総合 相談室 (ゆいはあと) | 障がい者の日常生活や自立等に関する相談に応じています。 | ゆいはあと 225-2904 |
| 6 | 療育相談 センター 「まめの木」 | 発達上なんらかの心配や障害があると思われる児童について、療育に関する情報提供や具体的助言等を行っています。 | 福祉総務課 225-2252 |

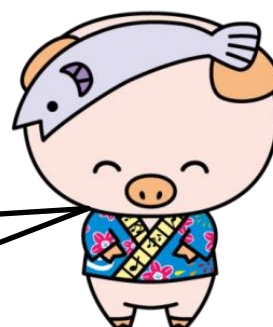
◎青少年に関する相談

| | | | |
|---|--------------------|---|---|
| 1 | いじめ相談 ヤングテレホン | 青少年からの学校・家庭・友人関係・いじめ・異性問題などの電話相談に応じています。 | 青少年教育 相談センター 223-6693 |
| 2 | 子どものための 教育相談 | 青少年とその保護者が抱える教育全般にわたる悩みや問題に対しての相談に応じています。 | 青少年教育 相談センター 221-8080 |
| 3 | 24時間子ども SOSダイヤル | いじめに関する電話相談に応じています。(3歳から18歳までが対象) | 24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310 (県総合教育センター) |
| 4 | 子どもの 人権110番 | いじめ、体罰、児童虐待などの子どもの人権に関する相談に応じています。 | 子どもの人権110番 0120-007-110 |
| 5 | 少年相談・ 保護センター | 少年の非行問題や犯罪被害等に関する相談に応じています。(20歳未満が対象) | 少年相談・保護センター 0120-45-7867 (神奈川県警察) |

◎外国籍市民のための相談

| | | | |
|---|---------------|--|---|
| 1 | 外国人相談 | ポルトガル語、スペイン語、英語による相談に応じています。 | 総合相談コーナー 225-2100 (市民協働推進課) |
| 2 | 通訳 ボランティア | スペイン語の通訳や翻訳の相談に応じています。 | |
| 3 | 多言語ナビ かながわ | 日常生活に必要な情報(医療、保健福祉、子育てなど)、生活習慣に関する事などについて情報提供を行っています。 | 公益財団法人 かながわ国際交流財団 045-316-2770 |
| 4 | 多言語による 相談 | DVに関する相談に応じています。 (英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語、タイ語) | 女性のためのDV相談窓口 050-1501-2803 (県配偶者暴力相談支援センター) |

**一人で悩まずに、
相談窓口の利用を！**



IV 資料編

1 厚木市男女共同参画計画推進委員会設置規程（抜粋）

（設置）

第1条 男女共同参画社会の成熟を目指す厚木市男女共同参画計画（以下「計画」という。）の総合的な推進を図るため、厚木市男女共同参画計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の総合的推進に関すること。
- (2) 計画に係る調査・研究に関すること。
- (3) 計画に基づく施策の推進に関すること。
- (4) その他前条の目的を達するために必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 委員会の委員は20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の代表
- (3) 公募による市民

（任期）

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、任期途中において委員の交代が生じたときは、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 新たに委員を追加したときは、当該委員の任期は、第1項の規程に関わらず、当該委員の選出の際、現に委員である者の任期満了の日までとする。
- 3 委員は再任されることができる。

（委員長等）

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

（関係者の出席）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第8条 委員会に部会を設置する。

- 2 部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会では、次に掲げる男女共同参画計画に基づく施策の推進に関する事項を行う。
 - (1) 情報誌の編集・発行に関する事項
 - (2) 啓発活動に関する事項

(3) その他委員長が必要と認める事項。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月17日から施行する。

2 厚木市男女共同参画計画推進委員会委員名簿

(平成29年6月1日～平成31年5月31日 敬称略 50音順)

| 役 職 | 氏 名 | 選出区分 |
|------|-------|-------|
| 委 員 | 大塚 恭子 | 学識経験者 |
| 委員長 | 奥田 七代 | 学識経験者 |
| 委 員 | 柏木みどり | 学識経験者 |
| 委 員 | 亀井美弥子 | 学識経験者 |
| 委 員 | 北村 純一 | 公募 |
| 委 員 | 工藤 政光 | 関係団体 |
| 委 員 | 小松ノブ子 | 学識経験者 |
| 職務代理 | 嶋 久美子 | 関係団体 |
| 委 員 | 首藤 美波 | 関係団体 |
| 委 員 | 鈴木 貞雄 | 公募 |
| 委 員 | 鈴木 治美 | 公募 |
| 委 員 | 高澤友紀子 | 関係団体 |
| 委 員 | 深谷 野亜 | 学識経験者 |
| 委 員 | 堀口るい子 | 学識経験者 |
| 委 員 | 間瀬志津子 | 関係団体 |
| 委 員 | 横岩 康平 | 関係団体 |

3 厚木市男女共同参画庁内推進会議設置規程

(設置)

第1条 本市における男女共同参画社会の成熟を目指す男女共同参画計画の推進を図るため、厚木市男女共同参画庁内推進会議（以下「庁内会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画計画の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画施策に係る調査及び研究に関すること。
- (3) 男女共同参画施策に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (4) 男女共同参画社会の推進に関すること。

(組織)

第3条 庁内会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長、副会長及び委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内会議の会議は、必要に応じて会長が招集する。

(意見聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庁内会議の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、庁内会議の運営に関し必要な事項は、会長が庁内会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年5月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

4 厚木市男女共同参画庁内推進会議委員名簿

別表（第3条関係）

厚木市男女共同参画庁内推進会議委員

| 役 職 | 職 名 |
|-----|------------|
| 会 長 | 協働安全部長 |
| 副会長 | 人権男女相談担当課長 |
| 委 員 | 職員課長 |
| 委 員 | 行政総務課長 |
| 委 員 | 家庭相談課長 |
| 委 員 | こども育成課長 |
| 委 員 | 保育課長 |
| 委 員 | 高齢者支援担当課長 |
| 委 員 | 健康づくり課長 |
| 委 員 | 市民協働推進課長 |
| 委 員 | 産業振興課長 |
| 委 員 | 教育指導課長 |
| 委 員 | 社会教育課長 |

5 厚木市男女共同参画計画策定の経緯

| | 開催年月日 | 項目 |
|--------|------------------------------------|---|
| 平成28年度 | 平成28年 10月4日 ～10月25日 | 厚木市男女共同参画市民意識調査 ・3,000人（市内在住満18歳以上の男女2,000人及び市内在勤満18歳以上の男女1,000人）に対し、男女共同参画に関する意識調査を実施 |
| | 平成29年 3月16日 | 第3回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・厚木市男女共同参画市民意識調査結果について |
| 平成29年度 | 平成29年 6月8日 | 第1回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・第3次厚木市男女共同参画計画の策定について ・計画の体系、目標、方針等について |
| | 平成29年 7月6日 | 第1回厚木市男女共同参画庁内推進会議開催 ・計画の方針に対する施策の方向、市の取組、市民の役割等について |
| | 平成29年 7月21日 | 第2回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・計画の方針に対する施策の方向、市の取組、市民の役割等について |
| | 平成29年 9月12日 | 第3回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・厚木市男女共同参画庁内推進会議のフィードバック ・厚木市男女共同参画計画（案）について |
| | 平成29年 10月11日 | 第2回厚厚木市男女共同参画庁内推進会議開催 ・厚木市男女共同参画計画（案）について |
| | 平成29年 10月30日 | 第4回厚木市男女共同参画計画推進委員会開催 ・厚木市男女共同参画計画（案）のパブリックコメント実施について |
| | 平成29年 11月6日 | 第3回厚木市男女共同参画庁内推進会議開催 ・厚木市男女共同参画計画（案）のパブリックコメント実施について |
| | 平成29年 12月15日～ 平成30年 1月15日 | 第3次厚木市男女共同参画計画（案）のパブリックコメント実施 |

6 男女共同参画に関する年表

| 年 | 厚木市の動き | 世界・国・県の動き |
|---------------|--|--|
| 1975 (S50) | | 世界：「国際婦人年世界会議」開催（メキシコシティ） 「世界行動計画」採択 国連総会で1976年～85年の10年を「国連婦人の10年」に決定 国：総理府に婦人問題企画推進本部を設置 |
| 1977 (S52) | | 国：「国内行動計画」策定 |
| 1979 (S54) | | 世界：国連総会「女子差別撤廃条約」採択 |
| 1980 (S55) | 厚木市総合計画で「婦人の社会参加への対応」を明確化 | 世界：「国連婦人の10年中間年世界会議」開催（コペンハーゲン） |
| 1982 (S57) | 「厚木市婦人会館」を開館 | 県：「かながわ女性プラン」策定 「県立婦人総合センター」開館 「かながわ女性会議」発足 |
| 1985 (S60) | 国連婦人の10年最終年記念講演会開催 | 世界：「国連婦人の10年最終年世界会議」開催（ナイロビ） 「ナイロビ将来戦略」採択 国：「女子差別撤廃条約」批准 ：「国籍法」施行 |
| 1986 (S61) | 「婦人の意識と行動に関する意識調査」実施 | 国：「男女雇用機会均等法」施行 |
| 1987 (S62) | 「婦人行政元年」と位置付け 婦人問題懇話会設置 | 国：「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 県：「新かながわ女性プラン」策定 |
| 1988 (S63) | | 国：改正「労働基準法」施行 |
| 1989 (H元) | 男女共同参加型社会の形成をめざす行動計画「あつぎ女性プラン21」策定 女性情報誌「女と男の再発見」発行 | 世界：国連総会「児童の権利に関する条約」採択 |
| 1990 (H2) | 「男女共同参加型社会の形成をめざす厚木市民意識調査」実施 | |
| 1991 (H3) | | 国：「西暦2000年に向けての新国内行動計画」第1次策定 |

IV 資料編

| 年 | 厚木市の動き | 世界・国・県の動き |
|---------------|--|--|
| 1992 (H4) | | 国 : 「育児休業法」施行 |
| 1993 (H5) | | 世界 : 「国連世界人権会議」(ウィーン) ウィーン宣言採択 国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 国 : 「パートタイム労働法」施行 中学校家庭科男女必修開始 |
| 1994 (H6) | | 国 : 総理府に「男女共同参画室」・「男女共同参画審議会」設置 内閣に「男女共同参画推進本部」を設置 子どもの権利条約批准 高校家庭科男女必修開始 |
| 1995 (H7) | | 世界 : 「第4回世界女性会議」開催 「北京宣言・行動綱領」採択 国 : 改正「育児・介護休業法」施行(一部、平成11年4月施行) ILO156号条約批准 |
| 1996 (H8) | 企画部に女性政策課設置 | 国 : 「男女共同参画2000年プラン」策定 |
| 1997 (H9) | 「男女共同参画社会に関するアンケート」実施 | 県 : 「かながわ女性プラン21」策定 |
| 1998 (H10) | 女性行動計画「あつぎパートナープラン」策定 施設名を婦人会館から女性センターに変更 | |
| 1999 (H11) | 機構改革により女性政策課を市民部に変更 初の女性消防士採用 | 国 : 改正「男女雇用機会均等法」施行 「男女共同参画社会基本法」施行 |
| 2000 (H12) | | 世界 : 国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) 国 : 「ストーカー規制法」施行 「男女共同参画基本計画」策定 「介護保険法」施行 |
| 2001 (H13) | | 国 : 「DV防止法」施行 内閣府に「男女共同参画会議」・「男女共同参画局」設置 |

IV 資料編

| 年 | 厚木市の動き | 世界・国・県の動き |
|---------------|--|--|
| 2002 (H14) | 「男女共同参画社会に関するアンケート」実施 | 国 : 改正「育児・介護休業法」施行（一部、平成13年11月施行） 県 : 「神奈川県男女共同参画推進条例」施行 |
| 2003 (H15) | 「厚木市男女共同参画計画」策定 施設名を女性センターからあつぎパートナーセンターに変更 | 国 : 「次世代育成支援対策推進法」施行 県 : 「かながわ男女共同参画推進プラン」策定 |
| 2004 (H16) | 女性政策課を男女共同参画課に変更 厚木市人権施策推進指針策定 | 国 : 改正「DV防止法」施行 |
| 2005 (H17) | 機構改革により男女共同参画課を市民協働部に変更 初の女性消防団員誕生 | 世界 : 第49回国連婦人の地位委員会「(北京+10)閣僚級会合」(ニューヨーク) 国 : 「男女共同参画基本計画」(第2次)策定 改正「育児・介護休業法」施行 県 : 「かながわ女性キャリア支援センター」開設 |
| 2006 (H18) | | 県 : 「かながわDV被害者支援プラン」策定 |
| 2007 (H19) | 「厚木市男女共同参画市民意識調査」実施 | 国 : 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」策定 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 改正「男女雇用機会均等法」施行 |
| 2008 (H20) | | 国 : 改正「パートタイム労働法」施行 改正「DV防止法」施行 県 : 「かながわ男女共同参画推進プラン(第2次)」策定 |
| 2009 (H21) | 機構改革により男女共同参画課を人権男女参画課に課名変更し、協働安全部に変更 | 県 : 「かながわDV被害者支援プラン」改定 「かながわ人権施策推進指針」策定 |
| 2010 (H22) | | 世界 : 第54回国連婦人の地位委員会「(北京+15)閣僚級会合」(ニューヨーク) 国 : 第3次男女共同参画基本計画策定 改正「育児・介護休業法」施行（一部、平成24年7月施行） |

IV 資料編

| 年 | 厚木市の動き | 世界・国・県の動き |
|---------------|--------------------------------------|---|
| 2011 (H23) | 「厚木市男女共同参画市民意識調査」実施 | 世界：「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」正式発足 |
| 2012 (H24) | 機構改革により人権男女参画課を市民協働推進部に変更 | 国：「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 |
| 2013 (H25) | 「第2次厚木市男女共同参画計画」策定 | 国：「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針作成」 改正「ストーカー規制法」施行 県：「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」策定 「かながわ人権施策推進指針」改定 |
| 2014 (H26) | あつぎパートナーセンター閉館（4月30日） | 世界：「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 国：改正「DV防止法」施行 第58回「国連婦人の地位委員会」開催 県：「かながわDV防止・被害者支援プラン」策定 |
| 2015 (H27) | 人権男女参画課を市民協働推進課に変更 | 世界：第59回「国連婦人の地位委員会」開催 国：「女性活躍推進法」成立 改正「DV防止法」施行 第4次男女共同参画基本計画策定 県：かながわ女性センターがかながわ男女共同参画センター（かなテラス）に名称変更 |
| 2016 (H28) | 「厚木市男女共同参画市民意識調査」実施 | 県：イクボス宣言 |
| 2017 (H29) | 機構改革により市民協働推進課を協働安全部に変更 スマートワーク宣言 | 国：改正「ストーカー規制法」施行 刑法改正 |
| 2018 (H30) | 「第3次厚木市男女共同参画計画」策定 | 県：「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」策定 |

7 男女共同参画社会基本法（抜粋）

（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日法律 第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策**(男女共同参画基本計画)**

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議**(設置)**

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
 - 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
 - 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二三日法律第七八号) 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄**(施行期日)**

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄**(施行期日)**

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

8 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正:平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

IV 資料編

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

- 第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
 - 3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
 - 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の

IV 資料編

定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

IV 資料編

- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行なければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

IV 資料編

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

IV 資料編

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|----------------------|---|
| 第二条 | 被害者 | 被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。） |
| 第六条第一項 | 配偶者又は配偶者であった者 | 同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者 |
| 第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項 | 配偶者 | 第二十八条の二に規定する関係にある相手 |
| 第十条第一項 | 離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合 | 第二十八条の二に規定する関係を解消した場合 |

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規程によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援セ

IV 資料編

ンターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕〔抄〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

9 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

公布：平成 27 年 9 月 4 日法律 第 64 号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

IV 資料編

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

IV 資料編

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

IV 資料編

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であつて政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

IV 資料編

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

| | |
|--------------|--|
| 平成三十八年三月三十一日 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。 |
|--------------|--|

第3次厚木市男女共同参画計画

平成30年3月発行

| | |
|-----------|---|
| 発 行 | 厚木市 |
| 企画・編集 | 協働安全部 市民協働推進課 |
| 〒243-8511 | 厚木市中町3丁目17番17号 |
| T E L | (046) 225-2215 |
| F A X | (046) 221-0275 |
| U R L | http://www.city.atsugi.kanagawa.jp/ |
